

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	54 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	40 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	72 件
国民年金関係	32 件
厚生年金関係	40 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から9年3月まで

私が20歳になったところに、国民年金保険料の納付書が送付されてきたが、保険料は納付していなかった。その後、両親からの勧めもあり、平成9年5月ごろに、市役所に相談に行ったところ、保険料の申請免除の制度があるという話を聞いたので、手続きを行った。

その後、しばらくしてから、未納となっている期間の国民年金保険料を納付することができるという話を聞いたので、私が20歳になった平成8年*月から9年3月までの国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した。8年*月の保険料は納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年5月ごろに市役所に相談に行った際、国民年金保険料の申請免除の制度があることを知ったので、その場で申請免除の手続きを行ったとしているところ、オンライン記録によると、申立人の主張どおり、同年4月から10年3月までの保険料は、納付が免除されていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金保険料納付の申請免除の手続きを行った後に、未納となっている期間の保険料を納付することができるという話を聞いたので、申立人が20歳になった平成8年*月から9年3月までの保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立期間直前の8年*月の保険料は10年7月に過年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、その時点において、申立期間は、保険料を過年度納付することが可能

な期間である上、申立人がさかのぼってまとめて納付したとする金額は、8年*月から9年3月までの保険料をまとめて納付した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、申立期間後の平成9年4月から12年3月までの国民年金保険料は、申請免除とされていること、及び同年4月から13年3月までの保険料は、22年3月に追納されるまでは、学生納付特例制度により保険料の納付を要しないこととされていたことが、それぞれ、オンライン記録により確認できることから、申立人の国民年金制度に対する意識は高かったものと認められ、その申立人が、さかのぼって保険料の免除の申請を行うことができない8年*月から9年3月までの保険料をまとめて納付したと考えるのも特段不合理な点は認められず、8年*月の1か月分の保険料のみを納付し、6か月と短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4501

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 51 年 9 月まで

私は、昭和 47 年 7 月に、現在居住している区に引っ越し、店を経営し始めた。

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、そのころから店に集金人が来ていたため、私か妻のどちらかが、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

金銭出納帳にも、国民年金保険料の記載があるから、申立期間の保険料を納付していたはずである。

妻の国民年金保険料が納付済みであるにもかかわらず、私の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、申立期間当時居住していた区に転居後、国民年金保険料を納付していたとしており、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人は、同区に転居した昭和 47 年 7 月ごろ、国民年金の加入手続を行っていることが推認できるため、申立人が、国民年金の加入手続を行っておきながら、その後、約 4 年間にわたり、一度も保険料を納付していなかったとは考えにくい。

また、申立人の妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の加入手続日から、その妻は、申立人と結婚した昭和 47 年 8 月ごろに、国民年金の加入手続を行っていることが推認できる。申立人の妻の被保険者名簿及び特殊台帳では、同年同月以降、申立期間の国民年金保険料を現年度納付し

ていることが確認できるため、申立人が、その妻の分と一緒に、自身の保険料を納付していたと考えても特段不合理ではない。

さらに、申立人は、集合住宅の1階で自ら経営している店舗に来ていた集金人に、店のレジから、国民年金保険料を納付していたとしている。その集金人は、集合住宅の店舗が一斉に休業する日に来ることは無く、店舗の営業日に、同住宅で営業しているほかの店舗も回って、保険料を集金していたことを記憶しているほか、申立人は、店舗の経営を開始したとする申立期間の始期において、確定申告の際に必要な、申立人自身の保険料の納付額を金銭出納帳に記入していたとしているなど、申立人の申立期間当時の記憶は鮮明であることに加え、その金銭出納帳に記入された金額と申立期間当時の保険料額は一致しており、その主張には信憑性^{びよう}が感じられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 8 月ごろに、区役所で国民健康保険の加入手続を行った際に、担当者に勧められたので、国民年金の加入手続を行った。その際、区役所の担当者から、さかのぼって国民年金保険料を納付することができると説明されたので、その場で、私が国民年金の被保険者資格を取得した 47 年 4 月から加入手続後に口座振替が始まるまでの保険料をさかのぼってまとめて納付した。

また、その日のうちに銀行で国民年金保険料の口座振替の手続を行い、その後は、私の銀行口座から口座振替により保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 8 月ごろに、区役所で国民年金の加入手続を行い、その際、区役所の担当者から、さかのぼって国民年金保険料を納付することができると説明されたので、その場で、申立人が国民年金の被保険者資格を取得した 47 年 4 月から加入手続後に口座振替が始まるまでの保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、50 年 3 月ごろであると推認でき、その時期は、第 2 回特例納付の実施期間中であり、申立期間は、強制加入期間であることから、第 2 回特例納付及び過年度納付により保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間後の国民年金保険料は、すべて納付済みとされている上、

口座振替により保険料が納付されている期間もあることから、申立人の保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立期間直後の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料は過年度納付されていることが、申立人の被保険者名簿により確認でき、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、当該期間の保険料のみを納付し、24 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年6月
② 昭和63年1月から平成4年4月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和56年ごろ、当時の勤務先の店主が行った。申立期間①の国民年金保険料については、その店主が私の給料から保険料を控除して納付してくれた。申立期間②の保険料については、私が62年11月に会社を退職した後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を区役所で行い、集金人に納付し、私が不在で集金人に納付できなかったときは区役所の窓口で納付した。申立期間①の保険料が未納とされていること、及び申立期間②が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和56年ごろ、当時の勤務先の店主が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は同年10月に行われていることが確認できる上、申立人が勤務先を退職した58年8月までの保険料が申立期間を除き、すべて納付されていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の被保険者名簿によると、オンライン記録では納付済みとされている申立期間①直後の昭和58年7月が未納とされており、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間①は1か月と短期間である上、申立期間①の前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立人の職業に変更は無く、生活状況に

特段の変化は認められないことから、途中の当該期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が定かではない上、申立人が当該切替手続を行った形跡が認められず、申立期間は未加入期間であることから、保険料を納付することができない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 6 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から42年3月まで
② 昭和43年1月から同年3月まで

私の母親は、詳細は不明だが、私たち母娘の国民年金の加入手続を一緒に行った。当時、私は母親と一緒に実家の商店で働いており、母親がその商店に来ていた集金人に私たち母娘の国民年金保険料を納付していた。一緒に保険料を納付していた母親は納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、その母親が母親自身と申立人の国民年金の加入手続を一緒に行い、実家の商店に来ていた集金人に二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月に母娘連番で払い出されていることが確認できる上、当時、申立人が居住していた地域では集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①及び②当時、申立人と一緒に実家の商店で働き、一緒に国民年金保険料を納付していたとするその母親の申立期間①及び②は保険料が納付済みであることから、申立人のみ保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間②の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて申立人及び保険料を納付していたとするその母親の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②が未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金に加入して以降、60歳に到達するまで保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4505

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月

私の母親は、私が20歳になった平成4年*月に区役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、母親が区役所から送付されてきた納付書により最寄りの金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて、申立人及びその両親の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする金融機関は、当時、実在し、保険料を納付することができたことが確認できる上、申立人が納付したとする金額は当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月から12年3月まで

私は、平成10年12月に退職してからしばらくの間は、国民年金保険料を納付していなかったが、11年7月ごろに、母親が、それまで未納となっていた期間を含めて12年3月までの保険料を納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年7月ごろに、その母親が、それまで未納となっていた期間を含めて平成11年度の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の保険料を納付したとするその母親は、平成11年7月ごろに、申立人が、A採用試験の第1次試験に合格したので、保険料の未納があつては、第2次試験に合格することができないかもしれないと思い、それまで未納となっていた期間を含めて12年3月までの保険料を納付したと証言しており、保険料納付の動機が明確である上、納付したとする金額も納付済みとされている10年12月から11年3月までの期間及び申立期間の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、平成6年7月から9年2月までの国民年金保険料についても、その母親が納付したと述べているところ、当該期間の保険料はすべて納付済みとされている上、平成8年度の保険料は前納されていることが確認でき、申立人の母親は、申立人の保険料を未納無く納付しようとしていたことがうかがえること、及び平成10年12月から11年3月までの保険料は、同年7月に納付されていることが、オンライン記録により確認できることを考え合わせると、申立人の母親が、12か月と短期間である申立期間の保険料

を納付しなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4507

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成 2 年 3 月まで

私は、昭和 62 年 9 月に会社を退職してからしばらくの間は、国民年金の加入手続を行っていなかったが、平成 2 年ごろ、市役所で国民年金第 3 号被保険者該当の手続を行った際、未加入期間について指摘されたので、さかのぼって国民年金に加入した。その際、市役所の職員に「さかのぼって国民年金保険料を納付することはできるが、一部はもう納付できないので、納付できる期間の保険料を納付してください。」と説明されたので、社会保険事務所（当時）から送付されてきた納付書により金融機関でさかのぼって保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 2 年ごろ、市役所で国民年金第 3 号被保険者該当の手続を行った際、市役所の職員に国民年金の未加入期間を指摘され、さかのぼって国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を過年度納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、同年 11 月に行われたと推認され、その時点で申立期間は過年度納付により保険料を納付することが可能な期間であった。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で過年度納付したと主張しているところ、申立人が保険料を納付したとする金融機関は、申立期間当時存在し、保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料はすべて納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は1回、かつ18か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4508

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月から 60 年 3 月まで

私の国民年金については、私が 20 歳になった直後かは定かではないが、私の母親が区役所で加入手続を行ってくれた。その際発行された年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料については、母親が送付されてきた納付書により郵便局で納付していた。母親は保険料の月額及び納付頻度の記憶は無いが、私の 20 歳からの保険料を未納にしたことは無いと言っているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 60 年 5 月ごろと推認され、加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であることに加え、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は、一人娘である申立人のために就職するまで未納が無いよう保険料を納付したことを明確に記憶していることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付し、申立人及びその母親は厚生年金保険との切替手続を適切に行っていることが認められる上、申立期間当時、申立人の居住地及びその母親の職業の変更は無く、生活状況の変化は認められないことから、申立期間の保険料の納付が困難な状況にあったと考えられる事情は見当たらないことに加え、オンライン記録において昭和 60 年 6 月に納付書が作成されていることが確認できることを

踏まえると、7か月と短期間である申立期間の保険料については、納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4509

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、昭和46年7月ごろ、夫に勧められたため、区役所で国民年金の加入手続を行い、48年4月に付加年金の加入手続も行った。

国民年金保険料については、付加保険料を含めて2か月ごとに納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて2か月ごとに納付していたと主張しているところ、申立人が所持する昭和53年の日記帳に記載されている保険料額は、付加保険料を含めた2か月分の保険料額とおおむね一致している。

また、申立期間の前後の国民年金保険料及び付加保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、任意で国民年金に加入し、付加保険料も納付している期間があるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4510

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで

私は、昭和 51 年に町役場の支所で自ら国民年金の加入手続を行った。その後、国民年金保険料を欠かさず納付してきた。私の所持する 57 年 1 月からの家計簿には「国民年金 6 万 1,300 円」という記載があり、納付をしていないのに家計簿に記載するはずがなく、家計簿に記載の金額を役場の支所で間違いなく納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 57 年の家計簿には、4 月 26 日に国民年金保険料を 6 万 1,300 円支払ったことをうかがわせる金額の記載が認められ、この金額は、申立期間当時の前納保険料額である 6 万 1,130 円とほぼ合致することから、申立人は、申立期間の保険料を 57 年 4 月 26 日に納付したと考えるのが自然である。

また、申立人は、昭和 51 年 10 月に国民年金に任意加入した後においては、申立期間を除いて国民年金保険料の未納は無く、申立期間直前までは保険料を前納していること、及び申立期間の直後の保険料が現年度納付されていることが確認でき、申立人の夫の勤務先に変更は無く、保険料の納付が困難であった状況もうかがわれないことを考え合わせると、12 か月と短期間である申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 2 月まで

私は、昭和 63 年 10 月に会社を退職した際、妻が区役所で自身の国民年金の種別変更手続と一緒に私の国民年金加入手続を行った上、申立期間について夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替で納付しているはずである。一緒に納付していた妻が納付済みとなっているのに、私の申立期間が未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 63 年 10 月に会社を退職した際、申立人の妻が、自身の国民年金被保険者種別変更手続と一緒に申立人の国民年金加入手続を行い、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の主張については、オンライン記録から、その妻は、同年 11 月ごろに国民年金被保険者種別変更手続を行うとともに、申立期間の保険料を現年度納付していることが確認できるなど、不自然さは見当たらない。

また、申立人の妻は、「夫が勤務していた会社から交付された書類や年金手帳等を持参の上、区役所で国民年金の手続を行った際に、前に並んでいた男性が係員からいろいろ尋ねられていたことから、自分も同じように質問されたら困るので、「夫と一緒に来てもらえばよかった。」と思った。」と加入手続を行ったときの状況を具体的かつ鮮明に記憶していることに加え、申立人は、申立期間以外に国民年金の加入手続を行う機会がなかったことを考え合わせると、5 か月と短期間である申立期間について、申立人のみ加入手続が行われず国民年金の未加入期間とされているのは不自然である。

さらに、申立人の妻は、結婚後の昭和 42 年 1 月に国民年金に任意加入し、

61年4月に第3号被保険者となるまでの期間、国民年金保険料をすべて納付し、同年同月以降の国民年金被保険者の種別変更手続もその都度適切に行っていること、及びその妻が夫の退職に伴い手続を行ったのであるから、夫の手続を行うことなく自身の手続のみを行うはずがないと述べていることを踏まえると、申立期間において、申立人の保険料が納付されていたと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4512

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から同年 11 月まで

私は、前職を辞めて、昭和 45 年に新しい仕事に就いたとき、国民年金の加入手続を行ったが、その仕事がうまくいかず、国民年金保険料を納付する前に、別の市に住んでいた姉を頼って転居し、義兄の紹介で新しい仕事に就いた。

その後、転居先の住所地の区役所で国民年金保険料を納付するための手続を行い、納付書を発行してもらったが、納付書に記載された私の名前が間違っていて記載されており、電話で訂正を依頼し、後日、郵送されてきた納付書で 8 か月分の保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年に新しい仕事に就いたとき、国民年金の加入手続を行ったと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると申立人の手帳記号番号は、同年 4 月 21 日に払い出されていることが確認できることに加え、その後、転居先の住所地の区役所で国民年金保険料を納付するための手続を行ったと述べていることについても、申立人の特殊台帳によると、46 年 4 月ごろ、申立人の被保険者記録が転居先の区を管轄する社会保険事務所に移管されたことが記録されていること、及び同社会保険事務所から国民年金手帳が発行された記録が記載されていることが確認できるなど、申立内容と一致する。自身で区役所に行き、申立期間の保険料を納付するための手続を行っておきながら、8 か月という短期間の保険料を納付していないのは不自然である上、申立人は、転居先の区を管轄する社会保険事務所から発行された保

険料の納付書の氏名が誤っていたため、電話で氏名訂正と新たな納付書の発行を依頼したとしていること、及び後日、買いたかったLPレコードを買うのをやめ、そのお金で保険料を納付したとしていることなど、申立内容には信憑^{びよう}性が感じられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、当時居住していた市で国民年金制度が発足した当初から、私と夫の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を市役所で納付してきた。その後、転居した先の区でも、私が、区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所又は自宅近くの郵便局で、夫婦二人分の保険料を納付してきた。保険料を一緒に納付した夫は、申立期間の保険料が納付済みであるにもかかわらず、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたと述べているが、当時居住していた市及びその後転居した先の区において、それぞれ夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、夫婦で同時に国民年金に加入したと推認でき、その夫の当該期間の保険料は納付済みであることから、夫婦一緒に保険料を納付していたと考えても、不自然ではない。

また、申立人は、国民年金に加入する前に、役所の職員から国民年金制度についての説明を受けたことなど、加入手続時の状況及び国民年金保険料の納付方法、納付場所等についての納付状況を具体的に記憶しており、申立内容には信憑^{びよう}性が感じられる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、昭和 51 年 4 月からは、付加保険料も完納していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川厚生年金 事案 4200

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和60年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月21日から同年2月1日まで

私は、昭和58年4月1日にA社B工場に技術担当の正社員として入社した。60年1月に同社の本社及びC所へ転勤し、再び同社B工場へ復帰した。しかし、オンライン記録によると、同社B工場において同年1月21日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同社において同年2月1日に同資格を取得したこととなっており、被保険者期間が1か月欠落している。

同一企業内の転勤であり、勤務は継続していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社発行の在籍証明書、D厚生年金基金加入員台帳及び同僚の証言から判断すると、申立人が、同社に継続して勤務し（昭和60年1月21日に、同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年2月の社会保険事務所（当時）の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は、当時の関連資料を保管していないため不明として

いるが、D厚生年金基金における申立人の資格取得日が厚生年金保険の資格取得日と一致しており、社会保険事務所と同基金の双方が誤って昭和60年2月1日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 23 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、31 年 1 月 4 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人の C 社（昭和 23 年 10 月に A 社と改称。現在は、D 社）B 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和 23 年 4 月から同年 7 月までは 600 円、同年 8 月から同年 10 月までは 2,400 円、同年 11 月から 24 年 4 月までは 4,800 円、同年 5 月から 25 年 3 月までは 6,000 円、同年 4 月から 26 年 6 月までは 7,000 円、同年 7 月から 29 年 4 月までは 8,000 円、同年 5 月から 30 年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 4 月 1 日から 30 年 12 月まで
② 昭和 31 年 12 月から 34 年 2 月まで

私は、高校卒業後、学校から紹介されて昭和 23 年 4 月 1 日に C 社に入社後、E 業務をし、30 年に退社した。また、31 年 12 月から 34 年 2 月まで F 所において H 職として勤務した。2 か所とも正社員として勤務したので、厚生年金保険の被保険者記録が無いと言われても納得できない。この期間を、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が一緒に勤務していたとする同僚の被保険者記録が確認できる上、申立人は同社 B 支店が開催した実務競技大会で優勝したことを証する賞状を所持しており、当該賞状の表彰日が当該期間内であることから、申立人が当該期間に当該事業所に勤務していたことが推認できる。

また、上記の被保険者名簿において、申立人と同姓同名でかつ同じ生年月日の者が昭和 23 年 4 月 1 日に資格を取得し、31 年 1 月 4 日に資格を喪失している記録があり、当該記録は基礎年金番号に未統合となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、C 社 B 支店の事業主は、申立人が同社 B 支店において昭和 23 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、31 年 1 月 4 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和 23 年 4 月から同年 7 月までは 600 円、同年 8 月から同年 10 月までは 2,400 円、同年 11 月から 24 年 4 月までは 4,800 円、同年 5 月から 25 年 3 月までは 6,000 円、同年 4 月から 26 年 6 月までは 7,000 円、同年 7 月から 29 年 4 月までは 8,000 円、同年 5 月から 30 年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間②については、F 所を経営する G 社が保管する厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書並びに同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が、同社において、昭和 31 年 12 月 1 日に被保険者資格を取得し、34 年 2 月 16 日に資格を喪失したことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録及び上記被保険者名簿において、上記の被保険者期間は脱退手当金の支給済期間であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、当該期間については脱退手当金として受給していることから、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成10年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を59万円とすること必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月1日から同年10月21日まで

私は、A社に平成8年9月1日から10年10月20日まで勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録は8年9月1日から10年9月1日までとなっている。被保険者資格喪失日が相違しているので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年10月20日までA社に勤務していたとしているが、オンライン記録では同年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人とは平成10年10月までA社で一緒に仕事をしていた。申立人の業務内容や勤務形態が変更になった記憶は無い。」旨の供述をしている上、申立人が提出した普通預金通帳において、同社からの同年10月分の給与振込が確認できる上、申立人の妻は「同年10月21日に夫と共に離職証明書のような書類を持って、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更をする手続きをした。」と供述しているところ、オンライン記録により、同年10月21日に国民年金第3号被保険者資格を喪失し、第1号被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことを認めることができる。

また、申立人から提出された上記の預金通帳において、A社からの平成10年9月分の給与振込が確認できるところ、当該振込金額は、それ以前の給与振込額とほぼ同額である。

さらに、A社は厚生年金保険料を当月分の給与から控除すると回答しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失の手続が平成10年11月16日に行われている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成10年8月のA社におけるオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間における保険料納付の記録を保存しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 4 日から 33 年 4 月 6 日まで
② 昭和 34 年 10 月 29 日から 38 年 6 月 26 日まで
社会保険事務所（当時）からの年金加入記録照会では、A社に勤務していた期間及びB社に勤務していた期間については脱退手当金を受給しているため、年金額の計算には算入されないとのことだが、私は、脱退手当金を受給した覚えがないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間のA社及びB社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、4回の被保険者期間のうち、中間の2回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている厚生年金保険被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間はいずれも同一の厚生年金保険被保険者番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金が支給されていない期間が存在することは事務処理上、不自然である。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととされている日から比較的短期間で別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年6月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月1日から45年6月初旬ごろまで

私は、昭和42年5月の入社から45年6月の退職までA社のB業務の責任者として勤務していたが、年金記録によると、44年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

私が保管する給与明細書からは、厚生年金保険被保険者資格の喪失後も引き続き厚生年金保険料が控除されたこととなっているので、申立期間について、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年6月から同年11月1日までの期間について、申立人が保管する給与明細書から、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から4万5,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、昭和44年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、当該期間は適用事業所ではない。

しかしながら、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和44

年6月1日において、事業主を含む8名全員が厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、申立人は、「自分の退職時に、事業主と同僚4名が残っていたと記憶している。」と証言している上、オンライン記録において、当該8名の次の転職先における厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも当該期間より後の45年6月以降であることが確認できることから、同社は、当該期間においても当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和44年11月1日から45年6月初旬ごろまでの期間について、申立人は給与明細書等の保管が無く、A社の事業主は既に亡くなっている上、複数の同僚からも申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除がうかがえる証言が得られない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年 6 月 1 日に、同資格の喪失日に係る記録を同年 7 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 3 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 3 月に B 社を退職し、翌月から A 社で C 職として働いた。厚生年金保険の記録によると、申立期間に被保険者記録は無く、同年 7 月 1 日から共済組合加入となっている。当時、D 学校の同僚 2 名と一緒に再就職したことを覚えているので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された職員名簿によると、申立人は、昭和 46 年 4 月 1 日に採用され、48 年 3 月 15 日に退職した旨が記載されていることから、申立期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「D 学校の同級生 3 人で、同校卒業後に B 社に就職し、その後、一緒に A 社に転職した。」として、同僚 2 名を挙げており、当該同僚からも同様の供述があるところ、オンライン記録において、当該同僚 2 名は、いずれも同社において昭和 46 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る職員名簿の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料等が無いため不明としているが、申立期間のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらず、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合は、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ申立人に係る被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和46年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和46年4月1日から同年6月1日までの期間については、上記の同僚2名についても厚生年金保険の被保険者となっておらず、当該期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

また、そのほかの複数の同僚が、「当時は、採用後、数箇月の試用期間があり、期間は人によって異なっていた。その間は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和43年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年6月1日まで

私は、昭和42年3月15日にA社（現在は、D社）に正社員として入社し、経理を担当した。43年3月末にA社の関連会社であるB社C工場の経理部に異動し、46年11月の退職まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録によると、A社で43年3月31日に資格喪失し、異動先のB社では同年6月1日に資格取得となっている。関連会社に異動したが、勤務は継続しており、厚生年金保険の加入期間に欠落が生じるはずはないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社の総務担当者及び複数の元同僚の証言から、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（A社からB社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が「申立人は昭和43年3月に異動した。」と述べていることから、同年3月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社C工場における昭和43年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円と

することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社の総務担当者は、資料を保管していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和23年3月1日に、同社C工場における同資格の喪失日に係る記録を24年6月1日に、また、B社における同資格の喪失日に係る記録を40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、23年2月は600円、24年5月は8,000円、40年9月は6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年2月1日から同年3月1日まで
② 昭和24年5月1日から同年6月1日まで
③ 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私は、昭和12年6月にA社に入社し、40年9月30日に現在のB社を退職するまで継続して勤務していた。

しかし、申立期間①では、A社から同社C工場に転勤する際の被保険者期間が1か月欠落し、申立期間②では、同社C工場から同社本社に転勤する際の被保険者期間が1か月欠落し、また、申立期間③では、同社の資格喪失日は昭和40年10月1日であるはずなのに、被保険者期間に1か月の欠落があることが分かった。

それぞれの申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、B社が保管する申立人の在籍票及び健康保険組合の記録から判断すると、申立人が、A社に継続して勤務し（昭和23年3月1日に同社から同社C工場に異動、24年6月1日に同社C工場

から同社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③について、上記の在籍票により、申立人が当該期間にB社に勤務していたことが認められる。

さらに、B社は、「当社に勤務していたのであれば、保険料を控除していたものと思われる。」旨の回答をしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①から③までに係る標準報酬月額については、申立人のD健康保険組合の記録から、昭和23年2月は600円、24年5月は8,000円、申立人のB社における40年8月のオンライン記録から、同年9月は6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間①から③までに係る当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和45年3月9日にA社に入社し、58年10月15日に退社するまで同社に継続して勤務していたが、同社B工場で勤務していた期間のうち、49年9月の1か月間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

在籍証明書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年10月1日に、同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和49年8月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と記録することは通常考え難いことから、事業主が資

格喪失日を同日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和18年11月1日から同年11月16日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年11月16日と認められることから、同社における同資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年5月18日から同年8月10日まで
② 昭和18年11月1日から同年11月16日まで
③ 昭和19年4月14日から同年11月1日まで

私は、A社でD職として勤務していた。

私の持っている国民労務手帳（厚生省）には、「昭和17年5月18日使用開始、昭和18年11月16日解用」と記載されているが、17年5月18日から同年8月10日までの期間と18年11月1日から同年11月16日までの期間の被保険者記録が無い。

また、上記手帳には、昭和19年4月14日から20年8月25日までB社C工場でD職として勤務した記載があるが、19年4月14日から同年11月1日までの被保険者記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人が保管している国民労務手帳（厚生省）の「就業ノ場所欄」に、「A社で昭和18年11月16日解用」と記載されていることから、申立人は、同社に継続して勤務していたことが確認できる。

なお、国民労務手帳は、当時の国民労務手帳法に基づき発行されたものであり、同法の適用事業所に勤務する従業者の勤務の始期及び終期を事業主が記載し、国民職業指導所長に報告することとなっていたものである。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、昭和18年11月16日と訂正することが必要である。

一方、申立期間①について、前述の国民労務手帳の「就業ノ場所欄」の

記録から、申立人は、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和17年8月10日であり、申立期間①においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は、管轄する法務局において商業登記の記録が確認できないことから、事業主から申立人の保険料控除について確認できない上、申立人も同僚の名前を記憶していないことから、申立人の保険料控除について確認することができない。

申立期間③について、前述の国民労務手帳の「就業ノ場所欄」の記録から、申立人は、当該期間にB社に勤務していたことは確認できる。

しかし、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和19年11月1日であり、申立期間③においては厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、B社は、管轄する法務局において商業登記の記録が確認できないことから、事業主から申立人の保険料控除について確認できない上、申立人も同僚の名前を記憶していないことから、申立人の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び③における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において船員保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和36年11月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月1日から同年11月1日まで

年金受給申請に社会保険事務所(当時)に行った時に、申立期間の船員保険被保険者記録が欠落していることが分かった。私は、昭和36年5月1日から同年11月1日までC方面に出漁していたが、後半の大部分の期間は空白となっている。

申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人は、昭和36年5月1日から同年11月1日までの期間にA社のB船に乗っていたことが確認できる。

一方、A社に係る船員保険被保険者名簿では、申立人について、昭和36年5月1日に被保険者資格を取得した記録があるものの、この記録は二重線により取り消されている。

また、複数の同僚についても申立人と同様の記載が確認できるが、当該同僚の中には、その所持する船員手帳において、申立期間にA社のB船に乗っていたことが確認できる者も存在する。

さらに、上記の被保険者名簿においては、申立人の資格取得の記録が取り消されているにもかかわらず、オンライン記録では、申立人はA社において、昭和36年5月1日に被保険者資格を取得し、同年6月1日に資格を喪失しており、当該被保険者名簿における記録と一致していない。

加えて、当該被保険者名簿には、取消処理について処理日や取消理由等

の記載が無く、事務センターに照会したところ、「取得日の取消しについても、オンライン記録についても不明である。」との回答であった。

これらのことから、社会保険事務所において、申立人のA社に係る年金記録の管理が適切に行われていたとは言い難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において船員保険被保険者であったと認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日を昭和36年11月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和36年5月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和23年3月1日に、同社B支店における同資格の取得日に係る記録を同年7月8日に、同社D支店における同資格の取得日に係る記録を24年10月30日に、同社D支店における同資格の喪失日に係る記録を25年4月1日に、同社E支店における同資格の喪失日に係る記録を28年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22年11月から23年2月までは600円、同年7月は2,700円、24年10月から25年3月までは6,000円、28年5月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和22年11月から23年2月までの期間、同年7月及び28年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和24年10月から25年3月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和22年11月1日から23年3月1日まで
② 昭和23年7月8日から同年8月1日まで
③ 昭和24年10月30日から25年4月1日まで
④ 昭和28年5月30日から同年6月1日まで

私は、昭和17年10月にA社に採用されて以降、58年3月31日に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、A社が保管している厚生年金保険被保険者整理簿、雇用保険の記録及び申立人が保管している同社の辞令から判

断すると、申立人が同社に継続して勤務し（申立期間①は、昭和 23 年 3 月 1 日に A 社 B 支店から同社 C 出張所に異動、申立期間②は、同年 7 月 8 日に同社 C 出張所から同社 B 支店に異動、申立期間③は、24 年 10 月 30 日に同社 B 支店から同社 D 支店に異動、25 年 4 月 1 日に同社 D 支店から同社 F 出張所に異動、申立期間④は、28 年 6 月 1 日に同社 E 支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立期間①は申立人の A 社 B 支店における昭和 22 年 10 月の社会保険事務所(当時)の記録から 600 円、申立期間②は申立人の同社 B 支店における 23 年 8 月の社会保険事務所の記録から 2,700 円、申立期間③は申立人の同社 B 支店における 24 年 9 月の社会保険事務所の記録から 6,000 円、申立期間④は申立人の同社 E 支店における 28 年 4 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①、②及び④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届も提出する機会があったことになるが、いずれの機会にも社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 24 年 10 月から 25 年 3 月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月1日から48年10月1日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、昭和47年11月から48年9月までの厚生年金基金における標準報酬月額は、11万8,000円であるにもかかわらず、厚生年金保険の標準報酬月額は9万8,000円であるので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が9万8,000円と記録されている。

一方、A社が加入していたB厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は11万8,000円であることが確認できる。

また、B厚生年金基金に照会したところ、「申立期間当時、厚生年金基金関係各種届出様式用紙は、厚生年金保険、健康保険組合との一括複写式が使用されており、当基金に提出されたものと同一内容の書類を社会保険事務所にも提出されていたはずである。」との回答があった。

さらに、B厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は認められない上、同厚生年金基金の届出書が複写式ではなかったとする事実も認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人について、申立期間において厚生年金基金と同額の11万8,000円の標準報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 10 日から 38 年 4 月 3 日まで
② 昭和 38 年 11 月 14 日から 39 年 3 月 6 日まで
③ 昭和 40 年 1 月 20 日から同年 2 月 5 日まで
④ 昭和 40 年 3 月 1 日から 42 年 9 月 12 日まで

私は、平成 19 年に社会保険事務所（当時）に年金記録の確認に行った際、申立期間について脱退手当金を受給した記録になっていることを知った。当時は、会社から何の説明も受けておらず、脱退手当金という言葉も知らなかった。受け取った記憶の無い一時金で申立期間の年金が受けられないのは納得できない。調査の上、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②及び③の間にあるA社及びB社の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、これを失念するとは考え難い上、未請求となっているA社の被保険者期間と申立期間①から④までは同一番号で管理されていたにもかかわらず、同社の被保険者期間が脱退手当金の計算に含まれていないことは事務処理上不自然である。

また、オンライン記録及びC社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社を最終事業所として、脱退手当金の支給記録のある複数の被保険者については、被保険者原票に「脱」表示を記載した日付より後に支給決定された記録になっているところ、申立人の被保険者原票におい

て「脱」表示の日付が昭和 42 年 11 月 17 日と記載されているものの、オンライン記録では、さかのぼった同年 9 月 30 日に支給決定された記録となっている上、申立人に係る脱退手当金支給額は、法定支給額と 45 円相違しており、脱退手当金の支給に係る事務処理上、不自然な記録管理となっている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 50 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 50 年 2 月 1 日に A 社から B 社に異動したが、厚生年金保険の被保険者記録では、A 社において同年 1 月 31 日に資格を喪失し、B 社において、同年 2 月 1 日に資格を取得したこととなっており、1 か月の空白が生じている。

異動しただけであり、空白が生じるはずが無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間も A 社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人の厚生年金基金に係る加入記録を C 厚生年金基金から引き継いだ D 企業年金基金の申立人に係る加入員台帳には、申立人の A 社における資格喪失日は昭和 50 年 2 月 1 日と記載されている。

さらに、D 企業年金基金は、「申立期間当時、社会保険事務所及び企業年金基金への届出書は、複写式の様式を使用していた。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 50 年 2 月 1 日に被保険者資格を申立人が喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 50 年 1 月の D 企業年金基金の記録及び 49 年 12 月の社会保険事務所の記録から、19 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 22 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 7 月 1 日から 12 年 6 月 24 日まで

社会保険庁（当時）の記録では、A社の厚生年金保険の標準報酬月額が平成 10 年 7 月から 9 万 8,000 円となっている。そのころの給与は 22 万円ほどであり、そんなに少なかったはずがない。適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 10 年 8 月から 12 年 6 月までの給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（22 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和37年4月10日から同年6月1日までの期間について、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和37年9月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和38年11月21日から39年4月26日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年4月26日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月10日から同年6月1日まで
② 昭和37年9月1日から同年10月1日まで
③ 昭和38年11月21日から39年4月26日まで

私の厚生年金保険被保険者記録は、昭和37年6月1日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年11月21日に資格を喪失した

ことになっている。

しかし、私がA社で勤務した期間は昭和37年4月10日から39年4月25日までであり、資格取得日及び資格喪失日が間違っている。同社からもらった給与支払明細書を全部提出するので、申立期間①及び③を被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②については、オンライン記録より高い保険料を控除されているような気がするので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が提出した給与支払明細書により、申立人は、昭和37年4月10日からA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から2万8,000円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年6月1日であり、当該期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。しかしながら、申立人及び同僚は、「昭和37年4月ごろには、従業員が5人以上いた。」と証言していることから、同社は、当該期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間①において、適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が提出した給与支払明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料等が無いため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③について、申立人が提出した給与支払明細書により、申立人は、昭和39年4月25日までA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料等が無いため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和59年10月11日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、60年10月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和63年1月11日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社C事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年1月11日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年10月11日から60年10月1日まで
② 昭和61年12月31日から63年2月1日まで

私は、申立期間①については、A社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、申立期間②については、B社C事業所に、昭和61年1月から平成元年2月末日まで勤務していたのに、当該期間が被保険者期間となっていない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人が、昭和59年10

月 12 日から 60 年 9 月 30 日まで A 社に勤務していたことが認められる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名かつ生年月日が同一である者の基礎年金番号に未統合の記録が見付かり、当該記録によると、昭和 59 年 10 月 11 日に資格取得し、60 年 10 月 1 日に資格喪失となっている。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和 59 年 10 月 11 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、60 年 10 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者原票における記録から、11 万円とすることが妥当である。

申立期間②については、B 社が提出した給与計算資料により、申立人が、昭和 63 年 1 月 11 日から同年 2 月 1 日までの期間に同社に勤務し、同年 1 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与計算資料の記録から、22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無いため不明であるとしているが、社会保険事務所の記録における B 社 C 事業所の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主は社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 63 年 1 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、昭和 61 年 12 月 31 日から 63 年 1 月 11 日までの期間については、申立人は、継続して B 社 C 事業所に勤務していたと主張しているところ、当時の事業主は、「61 年 12 月ごろ、D 工場を閉鎖し、申立人を含む従業員全員を退職させた。」としており、同社が保管する退職金支払計算書においても、申立人に対して退職金が支給されていることが確認できる。

また、当時の事業主は、上記の給与計算資料について、「当社の従業員全員の記録である。」としているところ、昭和 62 年 1 月から同年 12 月までの従業員欄に申立人の名前は無く、当該期間については、申立人に対して給与が支払われていなかったことが確認できる。

このほか、当該期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当た

らない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を平成5年11月から6年3月までは41万円、同年4月から同年9月までは30万円、同年10月から7年8月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から7年9月30日まで
取締役として勤務したA社における平成5年11月1日から7年9月30日までの厚生年金保険の標準報酬月額は、預金通帳の給与振込額から判断して適正ではない。当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人の主張する平成5年11月から6年3月までは41万円、同年4月から同年9月までは30万円、同年10月から7年8月までは32万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成7年9月30日）の後の同年12月4日付けで、さかのぼって20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人のほか、A社の取締役5名についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらない。

なお、商業登記簿謄本により、申立人はA社の取締役であり、かつ、関連会社B社の代表取締役であることが確認できるが、A社のほかの取締役は、「申立人は、A社では商品の販売に関する業務を担当していたので、そきゆう遡及訂正処理にはかかわっていない。」と回答している上、同社の元社員は、「申立人は、B社の役員をしており、商品の輸入業務を担当していた。

社会保険関係の事務にはかかわっていなかった。」と回答していることから、申立人は、当該訂正処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年11月から6年3月までは41万円、同年4月から同年9月までは30万円、同年10月から7年8月までは32万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和21年2月15日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立期間についてC社における船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年2月及び同年3月は220円、同年4月から同年8月までは240円、同年9月から22年3月までは360円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年2月15日から22年4月14日まで

私は、昭和21年2月15日から同年8月12日までA船に、同年9月15日から22年2月10日までB船に乗った。これらは、C社が運航していた。その当時、私は、同社の社員であったので、21年2月15日から22年4月14日までの期間について、乗船していない期間も含めて、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の船員保険に係る資格取得日は、昭和22年4月14日と記載されている。

しかしながら、当該被保険者名簿には、資格取得日及び資格喪失日の記載の無い者や、資格取得日の記載の無い者が相当数見受けられ、社会保険事務所においてC社に係る年金記録の管理が適正に行われていたとは考え難い。

一方、申立人が所持している船員手帳から、申立人が、申立期間のうち、昭和21年2月15日から同年8月12日までの期間及び同年9月15日から22年2月10日までの期間について、D社所属でC社が運航していた船舶に乗っていたことが確認でき、かつ、同船員手帳における申立人の一連の乗船状況から21年8月12日から同年9月15日までの期間及び22年2月

10日から同年4月14日までの期間について、申立人が予備船員であったものと認められる。

また、上記の船員手帳には申立期間における申立人の具体的な標準報酬等級が記載されている。

さらに、上記の船員手帳には、申立人が申立期間のうち、昭和21年9月15日から22年2月10日まではB船に乗っていたことが記載されているが、申立人は、申立期間後の23年7月8日から24年7月19日まで、再度、同船舶に乗っているところ、当該期間は船員保険の被保険者となっている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和21年2月15日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、船員手帳に記載されている標準報酬等級から、昭和21年2月及び同年3月は220円、同年4月から同年8月までは240円、同年9月から22年3月までは360円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年9月1日から16年7月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成17年12月15日について、申立人は、7万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を7万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から16年7月1日まで
② 平成17年12月15日

ねんきん定期便と照合したところ、平成15年9月1日から16年7月1日までの期間の標準報酬月額が41万円のところが36万円になっている。

また、17年12月賞与分7万円の記載がされていない。A社に問い合わせたところ、同社の届出間違いであることが分かった。調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された申立期間当時の給料年間集計表から、申立人は、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って 36 万円の標準報酬月額として届出を社会保険事務所（当時）に行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額（41 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人が所持する賞与明細書及び上記の給料年間集計表から、平成 17 年 12 月 15 日に支給された賞与において、申立人は、7 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を 7 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額（7 万円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和60年1月1日に訂正し、標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月29日から60年1月1日まで

私は、昭和56年4月1日からA社に勤務していた。退職に当たり退職日を59年12月31日にしてほしいと願い出たにもかかわらず、最終営業日である同年12月28日を退職日とされたため、厚生年金保険の資格喪失日が同年12月29日となってしまった。厚生年金保険料は控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する昭和59年12月分の給与明細に、欠勤日数の記載が無いことから、一月分の給与が支給されていることが確認できるところ、元経理担当者が「A社での給与は月末締め当月払いであった。」旨を述べていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、上記の給与明細書において、厚生年金保険料の控除が確認できるところ、元経理担当者は「A社では社会保険料の控除は当月控除であった。」旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の厚生年

金保険料控除額及び昭和 59 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に解散しており確認できる関連資料及び周辺事情は無く、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間について、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日は、同年6月1日と認められることから、同社における船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

また、申立期間のうち、昭和47年12月31日から48年1月1日までの期間については、申立人は、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における船員保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、47年12月の船員保険の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月31日から同年6月1日まで
② 昭和47年12月31日から48年1月1日まで

私は、昭和47年4月1日から60年12月2日までA社に継続して勤務していたが、47年5月31日から同年6月1日までの期間と同年12月31日から48年1月1日までの期間の船員保険の被保険者記録が空白期間となっている。申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚は、「A社では事務職等の陸上勤務者についても、1か月から2か月の乗船実習を義務付けていた。」と証言している。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び船舶所有者別被保険者名簿によると、申立人は、昭和47年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に船員保険の被保険者資格を取得し、同年5月31日に同資格を喪失（同月得喪）し、同年6月1日に厚生年金保険の

被保険者資格を再取得し、1日の空白期間があることが確認できる。

しかし、申立人の船員手帳によると、船員保険の加入記録とは異なるが、上船は昭和47年5月8日、下船は同年6月5日となっている。

また、申立人と同じ時期に陸上勤務者で乗船実習を受けた3名の者は、「申立人と同じように1日の空白期間があり、空白期間があることはおかしい。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、申立人の船員保険の被保険者資格喪失日は、昭和47年6月1日と認められる。

申立期間②については、複数の同僚の証言、申立人の記憶及び雇用保険の加入記録から、申立人は当該期間にA社に継続して勤務し（昭和48年1月1日に同社船舶Cから同社本社に異動）、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の船員保険の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散している上、元事業主から回答は得られず確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和48年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が47年12月31日と誤って記録することは通常考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和23年9月1日に、同資格の喪失日に係る記録を24年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3,600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月1日から24年4月1日まで

私は、昭和21年10月1日にA社に入社し、53年4月*日に定年退職するまで継続して同社に勤務していたが、23年9月1日に同社D支社に転勤となり、本社に戻った24年4月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された職員基本情報の写し及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（同社本社から同社D支社に異動し、同社D支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が一緒にA社D支社に異動したとする同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、昭和23年9月1日に同社本社から同社D支社に異動し、24年4月1日に同社D支社から同社本社に異動したものとすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、同社D支社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人が同社D支社におい

て共に勤務していたとして名前を挙げた上司や上記の同僚が申立期間に同社C事業所において被保険者資格を有することから判断すると、申立人も同社C事業所において被保険者資格を取得したものとするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和23年8月の社会保険事務所の記録から、3,600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないことは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年9月から24年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成 15 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の標準報酬月額については 19 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 18 年 9 月 1 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社で勤務している期間のうち、平成 13 年 11 月 1 日から 18 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額が、当時の報酬月額と相違している。給与明細書を提出するので調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間のうち、平成 15 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、申立人が提出した給与明細書から、申立人はその主張する標準報酬月額 19 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、平成 13 年 11 月 1 日から 14 年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から 15 年 4 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から 17 年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び

18年2月1日から同年9月1日までの期間については、オンライン記録における標準報酬月額が給与明細書において確認できる支給額及び保険料控除額から計算される標準報酬月額と一致しており、14年9月1日から同年10月1日までの期間、17年2月1日から同年3月1日までの期間及び同年9月1日から18年2月1日までの期間については、オンライン記録における標準報酬月額が給与明細書において確認できる支給額及び保険料控除額から計算される標準報酬月額を上回っていることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って15万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったとしており、また、事業主が提出した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書においても、報酬月額が15万円と記録されていることが確認できることから、事業主が15万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成14年10月29日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年10月29日まで

私は、平成8年4月1日から18年1月31日までA社に勤務したが、年金事務所の記録によると、13年10月1日から14年9月30日までの期間の標準報酬月額が9万8,000円となっており資格喪失日も同年9月30日になっている。13年10月1日から給料が下がったということはなく、その前の期間と同じ金額の給料をもらっていたので、正しい資格喪失日と標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社が適用事業所でなくなった（以下「全喪」という。）平成14年9月30日の後の同年10月17日付けで、1年以上さかのぼる13年10月1日における申立人の定時決定処理を行い、標準報酬月額を9万8,000円としている。

また、A社の全喪後の平成14年10月29日付けで申立人の資格喪失日を全喪日と同日の同年9月30日と記録していることが確認できる。

しかしながら、当該事業所の全喪処理は、事業主の届出によらず社会保険事務所の権限において適用事業所でなくなった旨の処理（認定全喪処理）がなされており、事業主も、厚生年金保険料の滞納を認め、当時の状況について、「保険料を払えなくなったら、社会保険事務所が勝手に喪失処理を行った。」と述べていることから、事務処理が事業主の届出による

ものとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所がかかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人について、平成13年10月1日における申立人の定時決定の記録及び14年9月30日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、資格喪失処理がさかのぼって行われた同年10月29日であると認められる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該訂正処理前の記録から、36万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における平成19年7月10日の標準賞与額に係る記録を9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

A社で支給された平成19年7月10日の賞与について、賞与支払明細書では厚生年金保険料が賞与から控除されているにもかかわらず、年金受給額に反映されないことになっている。申立期間の記録を控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支払明細書及び預金通帳の写しにより、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（9万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年7月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年4月23日から同年5月10日までの期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本部における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同年4月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間のうち、昭和20年7月31日から同年8月1日までの期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本部における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、昭和20年8月1日から21年8月24日までの期間について、申立人は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を20年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年8月から21年3月までは70円、同年4月から同年7月までは210円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月23日から同年5月10日まで
② 昭和20年7月31日から同年8月1日まで
③ 昭和20年8月1日から21年8月24日まで

夫は、昭和20年4月23日から47年1月10日までA社に継続して勤

務していた。申立期間①から③までの厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管する人事記録及び在籍期間証明書から、申立人は、同社本部に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ業務に従事していたとする複数の同僚は、「採用当初、技術養成所で申立人と一緒に研修を受けた。」と供述しているところ、これらの同僚は、昭和20年4月10日にA社本部において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社本部における昭和20年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、A社が保管する人事記録及び在籍期間証明書から、申立人は、同社本部に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じ業務に従事していたとする同僚の1名は、「技術養成所での研修は昭和20年7月末まで行われ、その後、各支店へ配属された。」と述べているところ、この同僚は、同年8月1日にA社本部で資格を喪失し、同日付けで異動先の支店で資格を取得していることが確認でき、この記録は、申立人に係る人事記録と符合する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社本部における昭和20年6月の社会保険事務所の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義

務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が申立人の資格喪失日を昭和 20 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは通常考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③について、A社が保管する人事記録及び在籍期間証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 20 年 8 月 1 日にA社本部から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和 21 年 8 月の社会保険事務所の記録及び同僚の当該期間における記録から、20 年 8 月から 21 年 3 月までは 70 円、同年 4 月から同年 7 月までは 210 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 36 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 10 月 1 日から 19 年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便の記録を確認したところ、A社に勤務していた平成 18 年 10 月から 19 年 8 月までの標準報酬月額が、当時受け取っていた給与額と相違している。給与明細書があるので、調査して記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出があった給与明細書及び事業主から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（36 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書には申立人の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっていることから、事業主が標準報酬月額を 9 万 8,000 円として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成11年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月30日から11年1月1日まで
私は、A社において営業担当として平成10年11月から同年12月まで勤務し、同年11月分及び同年12月分の給与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録では同年11月のみとなっている。退職日については明確に覚えていないが、調査してこの期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管していたA社の平成10年11月及び同年12月の給与明細書において、厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、A社は、申立人の平成10年12月の厚生年金保険料を控除したが、厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って同年12月30日と届け出た旨を回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に継続してA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の平成10年12月の給与明細書において確認できる保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行した

か否かについては、A社は、社会保険事務所（当時）への届出に誤りがあったことを認めていることから、事業主が平成10年12月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和40年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、A局における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和40年6月1日から同年10月10日まで

私は、昭和40年4月1日から同年10月10日まで、臨時補充員としてB市C区内のA局（D事業所及びE事業所）に勤務していた。当時、研修所での研修を修了しないとA局の事務員（正職員）にはなれず、共済年金への加入も事務員になってからのことで、それまでの臨時補充員の期間については厚生年金保険に加入するとの説明を受け、厚生年金保険被保険者証を受けたと記憶している。それにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していたA局における申立人の「人事記録」の写しによると、申立人はF局の発令により、臨時補充員として、昭和40年4月1日から同年5月31日まではD事務所に、同年6月1日から同年10月9日まではE事務所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、「当時、B市C区内に20事務所ぐらいあったA局の庶務関係は、G事務所が一括で行っていた。」と供述しているところ、A局に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名で申立人の生年月日と14日違いの者が、昭和40年4月1日に被保険者の

資格を取得し、同年10月10日に同資格を喪失している記録が確認できる。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を確認したところ、昭和40年4月28日にA局の4名（うち1名は、前述の申立人と同姓同名で申立人の生年月日と14日違いの者）に対して、年金番号が連番で払い出されていることが確認できる上、うち2名は、申立人が同年4月1日に臨時補充員としてD事務所に同期入局した同僚として名前を記憶していた2名であることが確認できる。

加えて、前述の同期入局した同僚のうち1名は、「申立期間当時、申立人とは寮で同室であった。また、B市C区内に、申立人と同姓同名の者は申立人のほかにいなかったと記憶している。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人が昭和40年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月10日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、1万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和38年4月20日）及び資格取得日（同年5月20日）、資格喪失日（同年10月1日）及び資格取得日（同年12月1日）、資格喪失日（40年3月9日）及び資格取得日（同年5月17日）並びに資格喪失日（42年12月26日）及び資格取得日（43年1月10日）の記録をそれぞれ取り消し、当該期間の標準報酬月額については、38年4月、同年10月及び同年11月は1万2,000円、40年3月及び同年4月は1万4,000円、42年12月は2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月20日から同年5月20日まで
② 昭和38年10月1日から同年12月1日まで
③ 昭和40年3月9日から同年5月17日まで
④ 昭和42年12月26日から43年1月10日まで

A社には、昭和38年3月から43年2月末日まで、正社員として住み込みで一度も辞めることなく勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人は、昭和38年3月1日から43年2月末日まで、住み込みで正社員として継続して働いており、その期間中に何度も辞めたり、病気やけがで長期間休んだりしたことは無い。厚生年金保険の記録が欠落しているとは考えられない。」と回答していることから、申立人は、申立期間①から④までの期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人がA社に在籍していた期間の同僚 17 名について厚生年金保険の被保険者記録を調査したところ、申立人と同様に短期間に資格の得喪を繰り返している者はいない。

さらに、事業主は、「申立人がA社に勤務していた当時、同社では社会保険関係の事務はすべてB組合に委託していたが、同社が申立人について資格の得喪の届出を短期間に繰り返し行うことは考えられないので、申立期間①から④までの期間について厚生年金保険料は給与から控除していたはずである。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るオンライン記録から昭和 38 年 4 月、同年 10 月及び同年 11 月は 1 万 2,000 円、40 年 3 月及び同年 4 月は 1 万 4,000 円、42 年 12 月は 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行したとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 4 月、同年 10 月及び同年 11 月、40 年 3 月及び同年 4 月並びに 42 年 12 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和29年3月12日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、32年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和29年3月から同年4月までは8,000円、同年5月から32年7月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月12日から32年8月1日まで

私は、申立期間においてA社B工場に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日も同一の者が、昭和29年3月12日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年8月1日に同資格を喪失していることが確認でき、当該記録の被保険者番号は、同社のほかの工場で取得された申立人の被保険者番号と同一である。

また、同僚の証言により、申立人は申立期間においてA社B工場に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、A社B工場の事業主は、申立人が昭和29年3月12日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、32年8月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者記録から、昭和29年3月から同年4月までは8,000円、同年5月から32年7月までは1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和55年6月2日から60年3月31日まで勤務していたが、ねんきん定期便を見たところ、同年3月の厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。同年3月31日まで勤務していたことは間違いないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所の回答から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和60年2月のオンライン記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料の納付を行ったとしているが、A社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日が昭和60年3月31日になっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和62年7月26日から同年9月26日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同年9月26日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月26日から63年4月14日まで

私は、昭和61年12月2日から63年4月13日まで経理担当としてA社に勤務したが、62年7月26日から63年4月14日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間のうち、昭和62年7月26日から同年9月25日までの期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録では、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は昭和62年7月26日となっているが、当該喪失処理は同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同日より後の同年10月14日に行われていることが確認できる。

また、5名（元事業主を含む。）の被保険者について、申立人と同様の処理が行われている上、2名については、昭和62年7月26日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同日にさかのぼって訂正されており、当該処理前の記録から、A社が同日において適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和62年7月26日に

資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である同年9月26日であると認められ、同年7月及び同年8月の標準報酬月額については、申立人の同年6月のオンライン記録から15万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和62年9月26日から63年4月14日までの期間について、上記のとおり、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は62年9月25日となっている。

また、オンライン記録により、申立人は、雇用保険の記録上の離職日の翌日である昭和62年9月26日に国民年金の第1号被保険者資格を取得し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、当該期間において、事業主により厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を平成8年8月21日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月21日から同年8月21日まで

私は、平成7年8月1日からA社に派遣社員として勤務し、8年7月の厚生年金保険料が控除されているのに、申立期間が被保険者期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人の所持する申立期間に係る給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の保険料控除額から19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、当初、資格取得日が平成17年6月1日、資格喪失日が同年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月31日から同年11月1日までの期間は、厚生年金法第75条本文の規定により、年金額の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年11月1日とし、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年10月31日から同年11月1日まで

A社における厚生年金保険の加入記録を確認したところ、平成17年6月1日に資格取得、同年10月31日に資格喪失となっている。同年10月31日付けで退職したのに資格喪失日が同年11月1日となっていない。当時の給与明細書を提出するので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、当初、資格取得日が平成17年6月1日、資格喪失日が同年11月1日とされ、当該期間のうち、同年10月31日から同年11月1日までの期間は、厚生年金法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社が提出した稟議書、賃金台帳及び申立人の給与明細書により、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し、申立期間

に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成17年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成17年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和47年6月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月23日から同年6月5日まで

私は、昭和47年4月1日から平成17年3月31日までの期間、A社に継続して勤務していたが、昭和47年5月23日から同年6月5日までの期間の厚生年金保険被保険者の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している人事略歴及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和47年6月5日に、同社から同社B事業場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和47年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成14年6月3日、資格喪失日が20年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月31日から同年4月1日まで

私は、平成14年6月3日から20年3月31日まで、A社に継続して勤務していた。厚生年金保険の被保険者資格喪失日を、退職日の翌日である同年4月1日として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成14年6月3日、資格喪失日が20年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間とされている。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の記録、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失年月日訂正届、給与明細書、年次有給休暇1人別台帳及び出勤簿並びに同社の回答から、申立人は同社に平成20年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する給与明細書から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間に係る平成20年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和51年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月16日から同年8月1日まで

私は、昭和48年4月2日にD社（現在は、B社）に入社し、同社に継続して勤務しているが、A社に出向した51年7月16日から同年8月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。関連資料を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳から判断すると、申立人は同社の関連会社に継続して勤務し（昭和51年7月16日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和51年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川国民年金 事案 4514

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 11 月から平成 3 年 3 月まで

私の父親が、実家のある市の市役所で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料についても、私が 20 歳の時点でさかのぼってまとめて納付したと思う。父親にその金額についての記憶は無いが、その後も、欠かさず毎月納付し続けてくれた。市役所の担当者が手書きで発行した納付書により窓口で納付したが、納付時に受け取った領収書については、紛失してしまった。

申立期間当時、私は学生であったが、電話で父親が「20 歳時点でさかのぼって全部納めてあげたよ。」と聞いた記憶があり、申立期間が未加入で未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が申立人が 20 歳となった昭和 62 年*月にさかのぼってまとめて申立期間の国民年金保険料を納付したとしており、その父親も申立人の国民年金の加入手続を行った時期や保険料額については、思い出せないが、20 歳以上の学生も国民年金への加入義務が課せられたので、空白期間が生じないようにさかのぼって 5 か月分又は 6 か月分の保険料を納付した記憶があり、その後も欠かさず申立期間の保険料を納付してきたと述べている。

しかし、20 歳以上の学生について国民年金への加入が義務付けられたのは、平成 3 年 4 月からであり、これに合わせて申立人は同年 4 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得したことがうかがえるとともに、申立人が国民年金の加入手続を行った時期についても、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期に近い同年 7 月前後と考えられ、その時点では、被保険者資格を取得した同年 4 月にさかのぼって国民年金保険料を納付することはできるも

のの、任意加入期間となる同年3月以前の申立期間については、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得し、保険料を納付することができない。

また、申立期間当時に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡が見当たらないことから、昭和62年*月からの国民年金保険料を納付したとは考え難く、申立期間について、申立人は国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかった期間であったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、家計簿等）が無い上、口頭意見陳述においても保険料の納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4515

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月から14年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月から14年7月まで

私は、平成3年3月に会社を退職後、就職した会社が厚生年金保険に加入していなかったため、同年4月ごろ区役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、当初は区役所の窓口で納付し、その後、金融機関で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月ごろに区役所で国民健康保険と一緒に国民年金に加入したとしているが、同区役所の記録によると国民健康保険については平成3年4月1日に加入手続が行われていた記録がみられるものの、国民年金については、14年9月24日に加入手続が行われていることが確認できる上、申立人が交付されたと記憶している年金手帳の様式は、9年以降に発行されていたものと考えられることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間を通じて同一区内に居住し続けており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、同一の行政機関が長期間にわたり記録管理を続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4516

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から62年12月までの期間及び平成6年7月から7年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から62年12月まで
② 平成6年7月から7年5月まで

昭和45年7月ごろ、夫が会社を退職したことがきっかけで、夫が夫婦二人分の国民年金の加入手続を区役所で行ったと思う。国民年金保険料については、私と夫の分を一緒に口座振替で納付していたと思うが、詳しいことは憶えていない。私は、国民年金をやめたり、入ったりしたことがないにもかかわらず、申立期間が未納や未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月ごろ、その夫が会社を退職したことを契機に国民年金に夫婦二人で加入し、国民年金保険料については、夫婦二人分を口座振替で納付していたと述べている。しかし、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったとする申立人の夫及び申立人は、当時の加入手続等について、「国民年金をやめたり、入ったりしたことがないにもかかわらず、未納や未加入期間となっているのはおかしい。」とするのみにとどまり、具体的な証言を得ることができず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする昭和45年7月ごろに申立人が居住していた区において、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、同区では、国民年金保険料の口座振替は実施されていなかったほか、一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間①において、厚生年金保険の被保険者期間又は国民年金保険料が未納とされている期間である。

さらに、申立人は自ら国民年金の加入や脱退の^{おぼ}手続を行った覚えが無いのに、未納とされている期間と未加入とされている期間が混在していること自体がおかしいとする主張については、老齢基礎年金を受けるためには、原則として、保険料を納付した期間と免除された期間を合算して 25 年の年金加入期間が必要であるが、国民年金に任意加入しなかったことなどにより 25 年を満たせない場合があり、任意加入しなかった期間などを受給資格期間としてみなすことができる期間として「合算対象期間」を加えたことにより、老齢基礎年金の受給要件が満たされていると考えられるので、申立人について、このような記録となっていること自体は不自然ではない。

ちなみに、夫婦には、平成 2 年 4 月に国民年金手帳記号番号が払い出され、昭和 63 年 1 月から国民年金保険料の納付が始まっているが、申立人は、このまま保険料の納付を続けたとしても、納付済期間のみでは老齢基礎年金の受給権を得ることができない。このため、申立人が結婚した 38 年 4 月から 61 年 3 月までの期間のうち、その夫が厚生年金保険に加入していた期間については、申立人は国民年金へ任意加入しなかった期間であるが、この未加入期間を合算対象期間として加えることにより、老齢基礎年金の受給に必要な 25 年の加入期間を満たしていることが確認できる。

加えて、申立期間②については、60 歳以降の任意未加入期間であり、申立人は、60 歳に達した平成 6 年*月に国民年金の被保険者資格を自動的に喪失し、同年同月以降の国民年金保険料を納付するには、自ら任意加入する手続を行わなければならないが、申立人が同年同月に任意加入する手続を行ったことをうかがえる証言を得ることができない上、任意加入の場合、制度上、加入を申し出た日に被保険者資格を取得し、さかのぼって被保険者資格を取得することができないため、申立期間②について、申立人は、国民年金に加入しておらず、保険料を納付することができなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4517

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月及び43年2月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月
② 昭和43年2月から50年3月まで

私は、昭和44年10月の結婚を契機に、市役所の分室で夫婦の国民年金加入手続を行い、国民年金手帳を交付された。加入手続を行った際、窓口の担当職員から結婚前に係る未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができることを聞いたため、私の妻が納付書により私達夫婦の未納期間の保険料を一緒に納付した。結婚後の保険料についても、妻が自宅に送付されてきた納付書により夫婦二人分を一緒に定期的に納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和44年10月に夫婦の国民年金の加入手続を行い、納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、50年7月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立内容と一致しない上、申立期間②のほとんどの期間において、妻の保険料も同様に未納となっている。

また、申立人は、昭和44年10月に国民年金の加入手続を行った際、申立人が現在所持している年金手帳を交付されたと主張しているが、当該年金手帳の様式は49年11月以降に発行されたものであり、申立人はほかに年金手帳を所持していないことから、申立人が44年10月に国民年金の加入手続を行ったとは考えにくい。

さらに、申立人は、昭和44年10月の結婚を契機に国民年金の加入手続を行った際、結婚前の未納期間である申立期間①及び②のうち、43年2月から

44年9月までの期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、オンライン記録によると、平成15年10月に、申立期間①の昭和42年4月から申立期間②の直前の43年1月までの厚生年金保険の加入記録が統合されており、申立期間①及び②当時、42年4月から50年3月までの期間は、未納期間であったことが確認できることから、その一部の期間である申立期間①及び②の保険料のみ納付したとする主張は不自然である。

加えて、申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、申立期間②の途中の昭和44年10月以降の期間は夫婦二人分を定期的に納付していたと主張しているが、さかのぼって納付したとする金額は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが推認できる50年7月に、納付済みとなっている同年4月から同年7月までの夫婦二人分の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、同年8月以降の保険料は夫婦二人とも現年度納付していることが確認できることから、申立人の主張は、同年7月に加入手続を行ったこと、その時点で同年4月から同年7月までの保険料をさかのぼって納付したこと、及び同年8月以降の保険料を夫婦一緒に定期的に納付していたことを記憶していることによるものと考えられる。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 10 月の結婚を契機に、市役所の分室で夫婦の国民年金加入手続を行い、国民年金手帳を交付された。加入手続を行った際、窓口の担当職員から結婚前に係る未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付することができることを聞いたため、私が納付書により私達夫婦の未納期間の保険料と一緒に納付した。結婚後の保険料についても、私が自宅に送付されてきた納付書により夫婦二人分と一緒に定期的に納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 44 年 10 月に夫婦の国民年金の加入手続を行い、納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の番号が払い出された任意加入被保険者の資格取得日から、50 年 7 月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、申立内容と一致しない上、夫の申立期間の保険料も同様に未納となっている。

また、申立人は、昭和 44 年 10 月に国民年金の加入手続を行った際、申立人が現在所持している年金手帳を交付されたと主張しているが、当該年金手帳の様式は 49 年 11 月以降に発行されたものであり、申立人はほかに年金手帳を所持していないことから、申立人が 44 年 10 月に国民年金の加入手続を行ったとは考えにくい。

さらに、申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続を行った際、夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、昭和 44 年 10 月以降の申立期間は夫婦二人分を定期的に納付していたと主張しているが、さかのぼ

って納付したとする金額は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが推認できる 50 年 7 月に、納付済みとなっている同年 4 月から同年 7 月までの夫婦二人分の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致している上、同年 8 月以降の保険料は夫婦二人とも現年度納付していることが確認できることから、申立人の主張は、同年 7 月に加入手続を行ったこと、その時点で同年 4 月から同年 7 月までの保険料をさかのぼって納付したこと、及び同年 8 月以降の保険料を夫婦一緒に定期的に納付していたことを記憶していることによるものと考えられる。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4519

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 54 年 1 月まで

私は、昭和 53 年 8 月ごろに、自宅に来た市の担当者から、まだ間に合うから一括で国民年金保険料 30 万円を納付するように勧められたので、一括で 30 万円を納付したことをはっきり憶えている。

申立期間が未加入とされ、国民年金保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 8 月ごろに、自宅に来た市の担当者から、まだ間に合うから一括で国民年金保険料 30 万円を納付するように勧められたので、一括で 30 万円を納付したと主張しているが、この金額は、仮にその当時実施されていた第 3 回特例納付等によって、申立期間の保険料を納付したとして計算した場合の保険料額と大きく相違している上、申立人は、保険料の納付期間についての記憶が定かではないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 8 年 3 月に払い出されており、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする昭和 53 年 8 月当時居住していた市において、申立人の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない上、オンライン記録でも、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年9月までの期間、49年7月、51年12月から52年2月までの期間及び54年1月から同年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から48年9月まで
② 昭和49年7月
③ 昭和51年12月から52年2月まで
④ 昭和54年1月から同年2月まで

私は、父親に勧められて、昭和47年1月から同年3月ごろまでの間に、区役所出張所で国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、何回か会社を辞めた際には、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと思う。申立期間①、②、③及び④当時の国民年金保険料の納付方法、納付時期及び納付場所についての記憶は無いが、私がそれぞれの期間の保険料を納付していたと思う。申立期間①、②、③及び④が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月から同年3月ごろまでの間に、区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、その後、何回か会社を辞めた際には、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと思うと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、62年10月に払い出されていることが確認できることから、加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立期間①、②、③及び④の前後の厚生年金保険の記録が、平成19年10月に統合されていることが、オンライン記録により確認でき、それまでは、申立人が20歳に到達した昭和46年*月から62年2月までの

期間は、国民年金の未加入期間であったものと推認されることから、申立期間①、②、③及び④当時に、申立人が国民年金の加入手続や厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間①、②、③及び④当時の国民年金保険料の納付方法、納付時期及び納付場所についての記憶が曖昧であることから、申立期間①、②、③及び④当時の保険料の納付状況は不明である上、申立人が国民年金の加入手続を行った当時に納付していたとする金額は、納付済みとされている昭和 62 年 3 月から平成 3 年 1 月までの保険料月額とおおむね一致している。

さらに、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4521

第1 委員会の結論

申立人の平成13年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年8月

私は、平成13年8月に前の会社を退職し、2週間後の同年9月に今の会社に就職した。2週間程度なら国民年金に加入する必要は無いと思っていたが、今の会社に就職してから申立期間の国民年金保険料を納付するようにとの通知が来たので、その通知に書いてあったところに電話で問い合わせたところ、2週間でも保険料を納付しなければいけないとのことだったので、妻が、私の国民年金の加入手続を行い、私及び妻の二人分の保険料を納付したはずである。

申立期間が未加入とされ、国民年金保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年8月に前の会社を退職し、2週間後の同年9月に今の会社に就職した後に申立期間の国民年金保険料を納付するようにとの通知が来たので、その通知に書いてあったところに電話で問い合わせたところ、2週間でも保険料を納付しなければいけないとのことだったので、その妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人及びその妻の二人分の保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその妻は、国民年金の加入手続についての記憶や保険料の納付時期、納付方法及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、オンライン記録では、申立人が厚生年金保険に加入していた記録は確認できるものの、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していた記録は

見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に統合されていない未統合記録が生じる可能性はきわめて低く、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていた状況下において、金融機関や行政機関において事務処理に不手際があったとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から63年4月までの期間、同年7月から同年10月までの期間及び平成元年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年6月から63年4月まで
② 昭和63年7月から同年10月まで
③ 平成元年3月から同年5月まで

私は、時期は憶^{おぼ}えていないが、申立期間①当時居住していた市で、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。その後、会社を退職した申立期間②及び③当時には、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付していたはずである。申立期間①、②及び③が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時居住していた市で国民年金の加入手続を行い、その後、会社を退職した申立期間②及び③当時には、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、申立期間③後の平成2年7月又は同年8月ごろに行われたものと推認できることから、申立人が申立期間①当時居住していた市で国民年金の加入手続を行い、申立期間②及び③当時厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたとは考え難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が申立期間②及び③当時居住していた市で払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続を行った場所についての申立人の主張とは一致しない上、申立人が申立期間①当時居住していたとする市において、申立人の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料の納付方法及び納付金額について、具体的に憶^{おぼ}えていないことから、申立期間①、②及び③当時の保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年7月まで

私は、会社を退職した平成8年4月に、国民健康保険の加入手続を行うために区役所に行った際、年金手帳を持参し、国民年金の加入手続も行った。申立期間の国民年金保険料については、私の妻の分と一緒に区役所の窓口で毎月納付しており、妻の分の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成8年4月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をその妻の分と一緒に区役所の窓口で毎月納付していたと主張しているが、妻の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付番された被保険者の資格取得日から、妻は、同年9月に加入手続を行ったものと推認できる上、申立期間と同じ期間の保険料を9年9月に過年度納付していることがオンライン記録上確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立期間は平成9年1月の基礎年金番号制度の導入よりも前の時期であることから、その時期に申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていない限り申立期間の国民年金保険料を納期限までに納付することは不可能であるが、国民年金の加入手続を行った際に持参したとする申立人の年金手帳には同手続を行った記載は認められない上、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から6年3月まで

私の父親は、平成4年3月ごろ、当時学生だった私を伴い、市役所で私の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、父親が加入手続を行った際に、その場で数か月分をまとめて納付し、その後も父親が納付していたはずである。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が平成4年3月ごろに、当時申立人が居住していた学生寮が所在する地域の市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、その場で数か月分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、当時、同市役所の窓口では国民年金の加入手続を行った際には納付書が発行されず、その場で保険料を納付することはできなかったことが確認できることから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、父親が納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親は既に他界していることから、保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から平成元年3月まで

私の父親は、私が20歳になった昭和57年ごろ、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、両親から、私の保険料を納付している話を、毎年聞かされており、申立期間のうち同年4月から61年3月までの期間が未加入とされ、同年4月から平成元年3月までの期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び同期間の保険料を納付したとするその父親も既に他界しており、申立期間当時の加入状況及び納付状況は不明である。

また、申立人は、その父親が、申立人が20歳になった昭和57年ごろ、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年8月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から7年10月まで

私は、平成5年*月に20歳になり、国民年金については、母親が加入手続と国民年金保険料の納付を行ってくれた。私の母親は、加入手続について具体的な記憶は無いが、加入手続を行う必要があれば区役所で行ったはずであると述べている。また、保険料については、納付書が郵送される都度、1万1,000円程度の保険料を納付していたとのことである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立人が20歳になれば、税金等と同様に自動的に保険料の納付書が送られてくるはずであり、加入手続を行う必要があれば区役所で行ったはずであると述べるにとどまっておき、具体的な記憶が無く、申立人の国民年金の加入状況が不明である。

また、オンライン記録及び申立人がこれまでに1冊しか交付されたことがないとする年金手帳にも申立人の国民年金被保険者資格の取得日が平成8年10月とされていることから、申立期間について、納付書が発行されたとは考え難く、申立人は国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（源泉徴収票、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

神奈川県国民年金 事案 4527

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年2月まで

夫が、会社を退職した後、国民年金の加入手続を行わなかったが、国民年金保険料の納付書が送られてきた。その後、しばらくの間、保険料を納付しなかったが、夫から保険料を納付するように促されたため、その時点から、未納分の保険料をさかのぼって、順次、1か月ずつ納付することとし、厚生年金保険に加入後も1年ぐらいの間、保険料を納付していた。さかのぼって納付できる期間の保険料をすべて納付したはずであるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納分の国民年金保険料をさかのぼって順次納付していたとするが、申立人は、その納付していた期間の始期及び終期について、記憶しておらず、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その夫が退職した後、2年ぐらい経過した時期から、自身が厚生年金保険に加入後、1年程度経過した時期までの間、未納とされた国民年金保険料を毎月納付していたとしており、現に納付済みとされている平成11年7月から13年3月までの保険料を、同年8月ごろから15年4月ごろまでの間に、順次、時効直前に納付していることが確認できるものの、申立人が述べるような方法で、申立期間の保険料も納付するためには、16年3月まで納付し続けていなければならない、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 58 年 3 月まで

私が 20 歳になったころ、母親が私の実家のある市役所で私の国民年金加入手続を行い、私が就職する直前の昭和 58 年 3 月まで国民年金保険料を納付してくれたはずである。母親から、申立期間について保険料を納付していた話を聞いたことがあり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。しかし、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親からは、申立期間当時の状況を聴取することができないなど、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その母親が、実家のある市役所で加入手続を行ったと思うとする一方、学生であった 20 歳当時、既に他県に住所を移していたと記憶していると述べている。しかし、国民年金への加入が任意であった申立人は、実家と同一の市に居住していない場合には、申立期間当時、実家のある市役所では加入手続を行うことができず、申立人が 20 歳当時居住していたとする市では、任意加入の手続に関して原則として郵送での受付は行っていないことから、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間における年金手帳に関する記憶も曖昧^{あいまい}な上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらず、申立人が

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から44年12月までの期間、49年10月及び60年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年6月から44年12月まで
② 昭和49年10月
③ 昭和60年8月

私の父親は、昭和36年ごろ、海外に留学していた私に代わり、私の国民年金の加入手続を行った。私は、同年に帰国したときに父親から国民年金手帳を渡され、国民年金保険料を納付しておいたと^{おぼ}えられている。申立期間①について、私は、41年6月に会社を退職した後、区役所から国民年金への加入勧奨の通知が送付されてきたことから、保険料を納付したはずであり、その後2回にわたり転居した際、国民年金の住所変更手続を行った記憶は定かではないが、納付書が送付されてくれば、保険料を納付していたはずである。申立期間②及び③についても、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った記憶は定かではないが、納付書が送付されてくれば、保険料を納付していたはずである。申立期間①、②及び③が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和36年ごろ、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親は既に他界していることから、申立人の国民年金の加入状況が不明である上、申立人は同年に帰国した際、父親から国民年金手帳を受け取ったと主張しているが、申立人が現在所持するその手帳は、その様式から49年11月以降に発行された年金手帳であることが確認でき、その住所欄には加入当初の住所と

して、44年2月以降に居住している住所が記載されていることから、申立人の主張と一致しない。

また、申立期間①、②及び③について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月に払い出されていることが確認できる上、申立人の所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立期間は、国民年金の未加入期間であることから国民年金保険料を納付することはできない期間であるとともに、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①、②及び③について、申立人は、納付書が送付されてくれば国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人は、会社を退職した際の厚生年金保険から国民年金への切替手続及び転居した際の国民年金に係る住所変更手続についての記憶や保険料の納付についての記憶が定かではないことから、申立期間当時における国民年金への切替・住所変更手続の状況及び保険料の納付状況が不明であり、納付書が発行された可能性について推認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、口頭意見陳述においても、具体的な納付を裏付ける新しい証言や証拠を得ることができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 62 年 6 月までの期間、平成元年 3 月から 2 年 3 月までの期間、3 年 5 月から 5 年 7 月までの期間、6 年 6 月から 8 年 5 月までの期間及び 16 年 2 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、9 年 7 月から 10 年 1 月までの期間、同年 10 月及び 12 年 4 月から同年 6 月までの期間については、国民年金第 3 号被保険者として記録訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 8 月から 62 年 6 月まで
② 平成元年 3 月から 2 年 3 月まで
③ 平成 3 年 5 月から 5 年 7 月まで
④ 平成 6 年 6 月から 8 年 5 月まで
⑤ 平成 9 年 7 月から 10 年 1 月まで
⑥ 平成 10 年 10 月
⑦ 平成 12 年 4 月から同年 6 月まで
⑧ 平成 16 年 2 月から同年 3 月まで

私は、平成元年に海外へ転出することから、その手続を行うために区役所へ行き、留守中の連絡先を実家にしておいたところ、申立期間①及び②の国民年金保険料の納付書が実家に届き、母親が一括で保険料を納付したと聞いていた。申立期間③及び④については、会社を退職した後に届いた納付書により金融機関で保険料を納付していた。申立期間⑤、⑥及び⑦については、私は会社員の元夫の扶養家族であったので第 3 号被保険者となっているべき期間であるのに、未納となっていた。申立期間⑧については、区役所あてに現金書留で保険料を郵送した。申立期間①から⑧までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の国民年金保険料について、申立人は、平成元年 3 月に

海外移住の届出を行った区役所で、留守中の連絡先を実家にしておいたところ、申立期間①及び②の納付書が実家に届き、その母親がまとめて保険料を納付したと主張しているが、国民年金に加入していない申立人に対して、区役所から納付書を送付することは考えにくい上、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、保険料ではなく税金を納付したと述べていることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間③及び④の国民年金保険料について、申立人は会社を退職した後に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、納付書により金融機関で保険料を納付していたと主張しているが、当該期間は平成 11 年 10 月に国民年金と厚生年金保険の記録が統合されるまでは国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間であり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間⑤、⑥及び⑦について、当時、申立人は元夫の扶養家族であり、その元夫は会社員であったので、第 3 号被保険者となっているべき期間であると主張しているが、当時、その元夫は厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、申立期間⑤の一部はその元夫と結婚する前の期間である上、申立人は、第 3 号被保険者の資格を取得するために、区役所で届出をした記憶も無く、その形跡も見当たらない。

加えて、申立期間⑧については、平成 9 年 1 月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立期間は 8 回に及び、これだけの回数の事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい。

このほか、申立期間①、②、③、④及び⑧の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間①、②、③、④及び⑧の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②、③、④及び⑧の保険料を納付していたものと認めることはできず、申立期間⑤、⑥及び⑦の第 3 号被保険者として記録訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から61年3月まで

昭和54年4月又は同年5月ごろに、長姉が、区役所の窓口で私の国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ってくれた。その際、長姉が、加入手続を行った窓口で、私が20歳になった52年*月から加入手続後口座振替が始まるまでの国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付した。その後は、私の銀行口座から口座振替により保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年4月又は同年5月ごろに、その長姉が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、62年1月に払い出されていることが確認できることから、申立人の主張と一致しない上、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に、その長姉が、昭和52年*月から加入手続後口座振替が始まるまでの国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付し、その後は、申立人の銀行口座から口座振替により保険料を納付したと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、61年11月から62年2月ごろまでの間であると推認できること、ii) 申立期間直後の61年4月から62年2月までの保険料が、同年同月に納付されていることがオンライン記録により確認できること、iii) 申立人の保険料が口座振替により納付されるようになったのは、同年4月からであることが、申立人の被保険者名簿により確認できることから、申立人の長姉がさ

かのぼってまとめて納付したのは、61年4月から62年2月までの保険料であると考えるのが合理的である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 6 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 6 月から 59 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 51 年*月に、母親が、私の国民年金の加入手続を行った。その後、母親が、自宅に来ていた集金人に、私、兄及び両親の 4 人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 51 年*月に、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、自宅に来ていた集金人に、申立人、その兄及びその両親の 4 人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期や場所及び保険料の納付時期や納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 59 年 6 月に払い出されていることが確認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、申立人は、継続して同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された年度当初の昭和 59 年 4 月からの国民年金保険料は納付済みとされているところ、その母親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の兄についても、手帳記号番号は 52 年 6 月に払い出され、その年度当初の同年 4 月からの保険料は納付済みとされているが、申立人同様、それより前の期間の保険料は未納とされている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から 63 年 9 月まで

私が 20 歳になった後に、父親から、私の国民年金の加入手続を行ったと聞いたことを憶えている。当時、私は実家で両親及び兄と自営で仕事をしており、実家の作業場に来てくれた集金人に、作業の手の空いた者が家族 4 人分の国民年金保険料を渡していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった後にその父親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人自身は加入手続に直接関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとするその父親は高齢のため証言を得ることはできず、母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は、その兄の国民年金も父親が加入手続を行い、家族 4 人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、その兄についても、20 歳になった昭和 54 年*月から 60 年 3 月までの保険料が未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 4 月に払い出されていることが確認でき、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4534

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 3 月に結婚した後、妻が私の国民年金の加入手続を行い、自宅に来た集金人に、私の国民年金保険料を納付していたと思う。

その後、妻が国民年金に加入してからは、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと聞いている。

私は、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 3 月に結婚した後、妻が国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続時期は 38 年 4 月又は同年 5 月と推認できることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間当時、当該期間は国民年金に係る届出がなされておらず、未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間であった。

また、上記のとおり、申立人の加入手続時期は昭和 38 年 4 月又は同年 5 月ごろと推認されることから、申立期間の国民年金保険料は、さかのぼって納付するほかないが、その妻は、申立期間の保険料をさかのぼって納付したことは無いと述べている上、申立期間の当初から集金人に保険料を納付したとも述べているが、申立期間当時居住していた市では、38 年 4 月から集金人による保険料の収納が開始され、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年10月まで

申立期間当時、私は家業を手伝っており、家業の経理関係事務については、会計事務所に依頼していたので、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、その会計事務所か私の父親が行ったはずである。申立期間について、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続と申立期間の国民年金保険料の納付については、その父親又は家業の経理に関わっていた会計事務所が行っていたと述べているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等に関与していたと考えられる申立人の父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人とその母親及び妹の3人については、連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていること、及び国民年金の被保険者資格取得日はすべて昭和37年11月1日とされ、国民年金保険料の納付も同年同月から始まっていることが特殊台帳等から確認できることから、親子3人の保険料の納付は、同じ日に同じ方法で行われていたと考えるのが自然であり、申立期間が未加入期間とされていることを考え合わせると、申立人のみ申立期間の保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 3 月から 52 年 3 月まで

私たち夫婦は、私の国民年金の加入手続については、^{おぼ}憶えていないが、昭和 50 年 3 月に結婚した際、婚姻届と転入届を市役所に提出したところ、自宅に納付書が送付されてきたため、私の夫が申立期間の国民年金保険料を夫の勤務先に隣接した金融機関で納付していた。保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 3 月に結婚した際、市役所に婚姻届及び転入届を提出したところ、国民年金の納付書が自宅に送付されてきたため、その夫が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続について記憶が無く、申立期間の保険料を納付していたとする夫も申立人の国民年金の加入手続を行った記憶が無いと述べていることから、国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人は国民年金の加入手続を行った^{おぼ}憶えは無いとしているが、申立人が所持している年金手帳には、国民年金の初めて被保険者になった日として昭和 52 年 4 月 2 日と記載されているとともに、当時、申立人は、厚生年金保険被保険者の妻であり、国民年金に任意加入していることが確認できることから、申立人は資格取得日である昭和 52 年 4 月 2 日に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、申立期間は未加入期間であることから国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 12 月から 39 年 2 月までの期間、同年 9 月及び同年 12 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 12 月から 39 年 2 月まで
② 昭和 39 年 9 月
③ 昭和 39 年 12 月から 44 年 3 月まで

私又は母親が、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。加入手続の時期や場所については、憶^{おぼ}えていない。申立期間①から③の途中まで居住していた市では、私又は母親が、自宅に来た集金人に、6 か月分ぐらいの国民年金保険料をまとめて納付していた。申立期間③の途中から居住していた市での保険料の納付方法については、憶^{おぼ}えていないが、納付していたはずである。

私は、昭和 53 年ごろに、年金を担保に住宅資金の融資を受けることができたため、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人又はその母親が、申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は、加入手続を行った時期や場所についての記憶が定かではない上、その母親は、既に亡くなっていることから、申立期間①、②及び③当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人は、申立人又はその母親が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間③後の昭和 44 年 9 月ごろに、払い出されていることが確認できることから、申立人が、申立期間①から③の途中まで居住していたとする市において、保険料を納付していたとは考えにくいこと、ii) 申立人は、

申立期間③の途中から居住していたとする市での保険料の納付方法、納付時期、納付金額等についての記憶が定かではないこと、iii) 申立人の母親は、既に亡くなっていることから、申立期間①、②及び③当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 44 年 5 月ごろに行われたものと推認でき、その時点では、申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、さかのぼって納付するしかないが、申立人は、さかのぼって保険料を納付したことは無いと述べている上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、昭和 53 年ごろに、年金を担保に住宅資金の融資を受けることができたため、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人から提出された資料及び申立人が融資を受けたとする法人に照会した結果では、その当時、申立人が住宅資金の融資を受けていた事実及び当該期間の保険料を納付していることが融資の条件であったことは確認できないことから、当該期間の保険料が納付されていたものと推認することはできない。

その上、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年5月までの期間及び52年5月から53年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から40年5月まで
② 昭和52年5月から53年5月まで

申立期間①について、私は、昭和36年4月ごろ、新聞で国民年金の加入勸奨の記事を見て、知人に私の国民年金の加入手続を依頼したはずである。

申立期間②について、私は、昭和52年5月に会社を退職後すぐに、知人に厚生年金保険から国民年金への切替手続を依頼したはずである。

申立期間①及び②について、私は、知人に国民年金の加入手続、切替手続及び国民年金保険料の納付を行ってもらったので、加入手続、切替手続を行った場所及び保険料の納付金額、納付時期、納付方法は不明であるが、知人が未納期間が無いように保険料の納付を行っていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、知人が申立人の国民年金の加入手続、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立人自身は、加入手続、切替手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び切替手続を行い、保険料を納付していたとする知人から証言を得ることができないことから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①について、申立人は、昭和36年4月までに、知人が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、39年10月に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②について、昭和 52 年 5 月の国民年金被保険者資格取得の記録は、平成 22 年 4 月に追加されたことがオンライン記録により確認でき、申立期間②当時は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができなかった期間である。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年12月までの期間及び47年3月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から44年12月まで
② 昭和47年3月から49年3月まで

私は、20歳になった昭和43年*月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行った。年金手帳は後から送られてきたと思う。申立期間①の国民年金保険料については、送られてきた納付書に現金を添えて区役所か金融機関で私が納付した。その後、別の市に転居して、年金手帳を紛失していることに気が付いて、区役所の支所に行き、紛失した旨を話して年金手帳の再交付をしてもらった。後から送られてきた年金手帳に手書きで「再交付」と書かれていて、「随分、雑だな。」と思ったことを記憶している。再交付をしてもらった結果、それまでの保険料の納付記録が消されてしまった。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和43年*月ごろ、区役所で国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書により区役所か金融機関で国民年金保険料を納付したとし、その後の転居先の市で年金手帳を紛失したことに気付く、同区役所の支所で年金手帳を再交付してもらった際に、それまでの保険料の納付記録が消されてしまったと主張している。

しかし、申立人に対しては、昭和49年12月ごろに転居後の市において、国民年金手帳記号番号が払い出されており、実際の加入手続の時期も申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の加入手続日から同年同月と推認されることに加え、転居前の市において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

いことから、申立人は、申立期間においては、国民年金に加入していたとは考え難く、国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

ちなみに、年金手帳を紛失したとしても、紛失前の国民年金手帳記号番号と共に国民年金の加入履歴を引き継いで年金手帳が再交付され、納付記録が消去されることは考え難い。

また、オンライン記録では、申立人の昭和 45 年 1 月から 47 年 3 月までの期間及び平成 2 年から 4 年 9 月までの期間の 2 か所の厚生年金保険の加入記録は、22 年 3 月になってから追加されていることから、厚生年金保険から国民年金への切替手続きがその都度行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4540

第1 委員会の結論

申立人の平成2年12月から3年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月から3年6月まで

私は、平成2年12月ごろに会社を退職後、区役所で国民健康保険などの諸手続を行ったときに、国民年金の加入手続も併せて行った。国民年金保険料については、自宅に送付された納付書で、自宅近くの金融機関で私が納付していたはずであり、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成2年12月ごろに、区役所で国民健康保険と併せて国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民健康保険の資格取得日は12年5月16日であることが確認でき、同年同月に国民年金の被保険者資格を取得しているものの、申立期間についての国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人の国民年金被保険者資格は基礎年金番号により平成12年5月に取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4541

第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月

私は、厚生年金保険に加入していたが、退職し、次の会社に入社し、厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金に未加入であることを知らなかった。

その後、時期は記憶していないが、市の行政センターに行った際に、1か月間、国民年金の加入が必要だと指摘された。

そのため、その場で、国民年金の加入手続きを行い、直接、現金で、申立期間の国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年8月に会社に入社し、それほど時間が経過していないころに、国民年金の加入手続きを行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は8年12月に払い出されており、申立人の主張とは一致しない。

また、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、平成8年12月であることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、20歳に達した後、手帳記号番号が払い出された時期を通じて、国民年金の加入手続きを行ったのは、1回であり、今までに受け取った年金手帳も1冊であるとしていることに加え、申立人は、20歳に達してから現在まで、同一市内に居住しているため、別の手帳記号番号が払い出されることは考えにくく、その形跡も見当たらないことから、申立期間は、当時、未届けによる未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月

私は、昭和61年3月末で会社を退職し、結婚するまでの1か月間について、国民年金の加入手続をした記憶は無いが、役所から送付されてきた国民年金保険料の納付書を用い近所の郵便局で納付したはずである。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年3月末に会社を退職した後、自ら国民年金の加入手続を行うことなく、申立期間の国民年金保険料の納付書が送付されてきて、その納付書で保険料を納付したと述べている。しかし、保険料の納付に当たって必要となる国民年金手帳記号番号が平成8年12月になって払い出されており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見られないことから、申立期間当時、申立人は国民年金に加入しておらず、納付書も発行されなかったと考えられ、申立内容は不自然である。

また、申立人は、結婚直後の昭和61年5月から平成6年10月までの期間について、国民年金手帳記号番号の払出しと同じ月の8年12月になって、特例届出により第3号被保険者の資格を取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立人は、同年同月ごろに初めて国民年金の加入手続を行い、併せて第3号被保険者に係る、届出を行ったと推認され、その時点において、結婚前の申立期間については、第3号被保険者とすることはできないため、それまで国民年金に未加入とされていた記録が、第1号被保険者として国民年金保険料未納の記録に訂正されたと考えるのが自然である。

ちなみに、第3号被保険者に係る届出が遅れた場合、当該届出が行われた

日の属する月の前々月までの2年間に限って第3号被保険者期間とされていたが、平成7年4月から9年3月までの期間においては、特例として、届出から2年を超えた期間についても第3号被保険者として取り扱われるようになったものであり、申立人の特例届出もこの時期に行われたため、昭和61年5月から平成6年10月までの期間が第3号被保険者としての期間として認められたものである。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4543

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 1 月まで

私は、昭和 44 年 3 月に、それまで勤めていた会社を退職した。同年 11 月か同年 12 月ごろ、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を自宅に来た集金人に、一括納付してくれたということを、いつごろであるかははっきりとしないが、母親から聞いた。

私は、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を一括納付してくれたのに、申立期間が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれたと述べているが、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続き等を行ったとするその父親、及び申立人にその父親が申立期間の加入手続き等を行った事実を伝えたとするその母親は既に他界しており、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が、その母親から聞いたとする、申立人の父親が一括で納付した申立期間の国民年金保険料額は、実際に納付した場合の保険料額とは異なる上、申立人が所持している年金手帳は 1 冊のみで、その手帳以外に手帳を所持していた記憶が無いと述べており、申立人に昭和 48 年 2 月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立期間は、国民年金に係る加入届がなされていないことによる未加入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4544

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 53 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 48 年*月ごろに、父親が、私の国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

申立期間の国民年金保険料については、私が、自分の給料の中から、送付されてきた納付書により、郵便局で 2、3 か月ごとに納付していた。

私は、20 歳からずっと国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 48 年*月ごろに、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとするその父親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 54 年 4 月ごろに行われたものと推認でき、その時点では、申立期間の国民年金保険料を納付するには、さかのぼって納付するしかないが、申立人は保険料をさかのぼって納付したことは無いと述べている上、申立人が国民年金の加入当初に納付していたとする金額は、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和 54 年度の保険料月額と一致していることから、申立人が申立期間の保険料を納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 55 年 6 月までの期間及び 59 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 9 月から 55 年 6 月まで
② 昭和 59 年 10 月から同年 12 月まで

私は、昭和 53 年 9 月ごろに会社を退職したので、国民健康保険に加入しようと思い市役所へ行ったが、担当者から、国民年金にも加入しないと国民健康保険には加入できないと言われたので、国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料の納付書をもらったので、申立期間①の保険料を納付したはずである。

また、昭和 59 年 10 月に会社を退職した際には、申立期間②の国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間①及び②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 9 月ごろに、市役所で国民年金の加入手続を行い、その際受領した納付書により、申立期間①の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続の状況や保険料の納付方法、納付金額及び納付時期についての記憶が定かではないことから、申立期間①当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、昭和 59 年 10 月に会社を退職した際には、申立期間②の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続の状況や保険料の納付方法、納付金額及び納付時期についての記憶が定かではないことから、申立期間②当時の厚生年金保険から国民年金への切替状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらな

い上、オンライン記録でも申立人が国民年金に加入していた記録は見当たらないことから、申立期間①及び②は、国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 23 年 2 月 21 日まで

私は、申立期間においてA社でB職として勤務したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、当該期間の脱退手当金は既に支給済みとなっていた。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無く、退職金をもらった覚えもないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、申立期間に係る脱退手当金支給記録が確認できる上、A社の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和23年4月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に脱退手当金が支給された昭和23年4月当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 4241 (事案 309 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 12 月から 41 年 7 月まで

私は、A社に入社した昭和 40 年 12 月から正社員として勤務し、43 年 11 月末に退職するまで厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしいと、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、「記録を訂正する必要は認められない。」との回答であった。

しかし、新たな情報として、A社に勤務していた申立期間当時の上司の名前を思い出したので、申立期間について再度調査をして審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の証言から、申立期間においてA社に勤務していたことは推認できるものの、当該同僚は「見習工の期間を経て昭和 41 年 8 月 1 日から社員として厚生年金保険に加入した。」と証言しており、申立人についても、同僚と同様に見習工としての期間があったと推認できるほか、同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の整理番号に欠番が無く、申立人の氏名は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たに、A社における申立期間当時の上司の名前を挙げて、申立期間についての再調査を求めているが、当該上司に確認したところ、上記同僚の証言と同様、「A社には見習期間があり、その後、皆そろって厚生年金保険に加入した。」と回答している。

これは、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月12日から同年9月1日まで

私は、昭和22年5月から27年3月までA社に勤務し、B課においてC業務を担当した。

年金記録によると、私の厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和22年9月1日となっており、それ以前の期間が欠落している。しかし、私の厚生年金保険被保険者証には、資格取得日が同年5月12日と記載されていることから、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立人の厚生年金保険被保険者証に被保険者資格取得日が昭和22年5月12日と記載されていること、申立人の同僚の証言及び申立人が27年に作成したとする履歴書から、申立人は、22年5月からA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和22年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、それ以前は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の同僚は、「私は、昭和22年4月からA社に勤務しているが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、同年9月1日となっている。当時の職員は、一括して同日に加入したと思われる。」と証言しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、同年9月1日に332名が被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳、上記被保険者名簿及び厚生年金手帳記号番号払出簿において、申立人の資格取得日は昭和22年9月1日と記載されており、これは、オンライン記録と一致しているこ

とが確認できる。

加えて、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証に記載された被保険者資格の取得日は昭和 22 年 5 月 12 日となっているが、申立人の同僚で同年 4 月に A 社に入社した者が保管している厚生年金保険被保険者証の写しによると、被保険者資格取得日は同年 9 月 1 日となっている。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 6 日から同年 10 月 1 日まで
私は、B 町にあった、C 業の A 社で、D 職をしていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた A 社の同僚 1 名の証言から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は昭和 43 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の事業主も連絡先が分からない上、当時の社会保険事務担当者は既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間に被保険者記録がある同僚から、申立人の保険料控除に関する証言を得ることができなかった。

さらに、申立期間当時の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで
私は、正社員としてA社に平成 10 年 3 月 1 日から 12 年 6 月 21 日まで勤務していたが厚生年金保険の記録が 10 年 3 月 1 日から 12 年 4 月 1 日まで欠落している。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社と合併後のB社の人事総務担当者及びA社総務担当者の証言から申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の総務担当者は「資料が無いので判断できないが申立人が勤務されていたのは事実であると想像するが、従業員期間と社会保険加入期間を勘違いされているのではないか。C業界では、社会保険に加入することを拒む傾向にあることも事実である。」と述べている。

また、申立人が記憶していたA社の総務担当者は、「当時月々の給与明細を見て社会保険を辞める従業員が多数おり、加入を希望する従業員のみ加入させていた。」と述べている。

さらに、A社において申立期間に厚生年金保険の加入記録がある同僚7人に照会したが、申立人の保険料控除について供述を得ることができない。

加えて、雇用保険、D健康保険組合及びE厚生年金基金の資格取得日は平成 12 年 4 月 1 日と記録されており、オンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月ごろから 41 年 6 月 1 日まで
② 昭和 41 年 7 月 8 日から 42 年 3 月ごろまで

私は、昭和 40 年 9 月ごろから 42 年 3 月ごろまで A 社 B 支部及び同社 C 支部の E 職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 40 年 9 月ごろから 41 年 6 月 1 日まで A 社で勤務していたと主張しているところ、同社から提出された人事原簿により、申立人が 40 年 10 月 11 日から 41 年 3 月 31 日まで臨時 E 職として同社 B 支部に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社は、「臨時 E 職の者を厚生年金保険に加入させたのは、昭和 41 年 6 月 1 日以降である。」旨を回答している。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、5 名の元社員を調査したところ、1 名の臨時 E 職の者は、「私は、昭和 41 年 4 月 1 日に開所した A 社 D 支部に E 職として勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得は同年 6 月 1 日であった。」と供述している。

さらに、A 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書により、申立人の同社における資格取得日は、昭和 41 年 6 月 1 日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、昭和 41 年 7 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、42 年 3 月ごろまで A 社に勤務していたと述べている。

しかし、A 社から提出された人事原簿により、申立人は昭和 41 年 6 月

11 日に同社C支部に入社し、同年7月7日に当該事務所を退社していることが確認できる。

また、A社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の同社における資格取得日は昭和41年6月1日、資格喪失日は同年7月8日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年9月1日から25年1月23日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和25年4月1日から27年6月5日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和23年9月1日から25年1月23日まで
② 昭和25年4月1日から27年6月5日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間については厚生年金保険の加入記録が無く、B社に勤務していた期間については脱退手当金を受給した記録になっているとのことであった。

私は、A社がC市内に事務所を出すということで雇われ、1年半ほど勤務していたことは間違いない。また、B社を退職した時には退職金や脱退手当金を会社からもらった記憶は無く、さらに、支給された額が1万円であるということであるが、当時1万円といえば大金であり、そのような大金を受け取っていれば記憶に残っているはずである。

調査し、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名と申立人が同時に入社したとする同僚の氏名が確認でき、申立人は昭和23年9月1日に被保険者資格を取得し、25年1月23日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は昭和25年9月25日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の在籍していた期間につ

いては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、上記健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険に係る記号番号の記載は無く、同様にA社が厚生年金保険の適用事業所となる前に資格喪失している複数の同僚についても厚生年金保険に係る記号番号の記載が無く、オンライン記録においても、これら複数の同僚について同社での厚生年金保険の被保険者記録は無いことから、同社は昭和25年9月25日より前の期間については、健康保険のみ適用していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人が勤務していたB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できた女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和27年6月5日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている3名について脱退手当金の支給記録を調査したところ、3名全員に脱退手当金の支給記録が確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間②の脱退手当金を支給したことが記録されており、支給額はオンライン記録と一致している上、計算上の誤りは無いなど、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月15日から39年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和38年7月15日から39年3月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。私は以前B社に勤めていたが、38年7月15日にA社が設立されたことに伴い同社に入社し、継続して勤務し、平成6年8月に同社を退職した。入社月以降、給与の支給を受け、給与から毎月の厚生年金保険料を控除されていた。申立期間に同社で働いていたことに間違いなく、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する業務引継書、雇用保険の加入記録及びA社が保管していた給料明細表（賃金台帳）の記録により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が保管していた資料及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社は昭和39年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年3月1日に同社において被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、A社から提出された昭和39年1月から同年7月までの給与明細表（賃金台帳）において、申立人は申立期間の一部である同年1月及び同年2月については、厚生年金保険料が控除されておらず、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者となった同年3月から同年7月までの期間

は、保険料が控除されていることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険加入記録を確認したところ、A社に昭和 34 年 3 月 21 日から 48 年 12 月 1 日まで勤務していたにもかかわらず、同社(B地区)から同社(C地区)に異動した 43 年 5 月 21 日から同年 8 月 1 日までの記録が無い。調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(B地区)の元社員及び同社(C地区)の複数の元社員の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社(C地区)に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社(B地区)から同社(C地区)に異動した申立人を含む 22 名は、全員が同社(B地区)で昭和 43 年 5 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同社(C地区)が厚生年金保険の適用事業所になった同年 8 月 1 日に同資格を再取得していることが確認できる。

また、A社(C地区)の複数の元社員は、「申立期間当時、同社(C地区)は、独立採算制になって同社(B地区)から分離した。経理は別になっていたと記憶している。」と供述している。

さらに、A社(B地区)の事業主は、申立人の申立てどおりに厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失の届出及び保険料控除を行ったか否かについては、申立期間当時の資料は保管していないので確認することができず不明と回答しており、申立期間における保険料控除を確認できない。

このほか、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを証明できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立期

間における保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月 16 日から 54 年 8 月 16 日まで
② 昭和 54 年 12 月 13 日から 55 年 10 月 13 日まで
オンライン記録によると、昭和 53 年 10 月 16 日から 54 年 8 月 16 日までの期間及び同年 12 月 13 日から 55 年 10 月 13 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、当該期間は A 県 B 事務所において臨時職員として勤務していたため、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した人事記録及び雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和 53 年 10 月 16 日から 54 年 8 月 16 日までの期間及び同年 12 月 13 日から 55 年 10 月 13 日までの期間において、A 県 B 事務所で臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人が申立期間当時と一緒に働いていた同僚として名前を挙げた二人のうち、連絡が取れた一人は、A 県 B 事務所が再度適用事業所となった昭和 56 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚は、「申立期間当時の給与明細書には、厚生年金保険料の控除額は記載されておらず、56 年 4 月の給与明細書から厚生年金保険料の控除額が確認できる。」と述べている。

また、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主は、申立期間当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないとしているため、申立期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる

関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 31 日から 49 年 5 月 22 日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 47 年 12 月 31 日から 49 年 5 月 22 日までの被保険者期間が無い。私は 44 年 2 月に同社に入社し、49 年 5 月に同社を退職した。40 年 3 月から働き始め、今までに勤務先が 4 回変わったが、厚生年金保険料は 43 年間払い続けて来た。それぞれの会社の休み以外は欠勤もせず働いていた。申立期間に同社で働いていたことに間違いなく、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 44 年 2 月に A 社に入社し、49 年 5 月まで継続して勤務していたと述べている。

しかしながら、A社の元事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、これらの通知書により、申立人は同社において昭和 47 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行っていたことが確認でき、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票と一致している。

また、A社は昭和 54 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主は、上記通知書以外の資料は保管していないとしている上、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人の申立期間に A 社において厚生年金保険被保険者記録が

あり、連絡先の判明した 10 人に申立人の申立期間当時の勤務実態について文書で照会したところ、5 人から回答があったが、いずれも申立人が申立期間に同社で継続して勤務していたとする証言は得られず、申立人の申立期間における同社での勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月ごろから26年8月5日まで
② 昭和27年1月30日から同年3月ごろまで
③ 昭和27年3月ごろから28年6月1日まで

私は、昭和25年4月ごろから27年3月ごろまでA社（現在は、B社C工場）でF職として勤務していたが、この期間のうち25年4月ごろから26年8月5日までの期間及び27年1月30日から同年3月ごろまでの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、昭和27年3月ごろから28年6月1日までの期間にはD社E事業所でG職として勤務していたが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間①から③までについて厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社における仕事内容の具体的な記憶及び同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和25年5月25日であり、申立期間①の一部は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、文書による同僚照会に回答した3名のうち2名は、入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日がそれぞれ5か月及び23か月相違していることが確認でき、ほかの1名は入社した年しか記憶していないが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿ではその者が記憶している入社

年の翌年に資格を取得していることが確認できることから、同社では、当時従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

さらに、B社が保管している「健康、厚生、失業保険個人票」の健康保険の欄には、健康保険番号が「*」、資格取得日が「S26. 8. 5」と記載されており、上記の被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

申立期間②について、申立人は、昭和27年3月ごろまでA社に勤務していたとしているが、同年3月1日に同社で厚生年金保険被保険者の資格を取得した同僚は、申立人のことを記憶していないと文書で回答している。

また、上記の「健康、厚生、失業保険個人票」には、申立人の退職年月日は昭和27年1月30日と記載されている。

さらに、申立期間①及び②について、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、A社における資格取得日は昭和26年8月5日、資格喪失日は27年1月30日と記載されており、上記の被保険者名簿及びオンライン記録と一致している。

加えて、申立人は既に死亡しており、本人から上司や同僚の名前等を聴取することができない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の当該期間における保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、D社E事業所の同僚は、申立人と同じ寮に入居していたと証言していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和27年2月及び同年3月にD社E事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得した者に、文書による照会を行ったところ、回答のあった16名のうち15名は申立人を記憶していないと回答しており、うち1名は、「会社の寮は、4、5箇所あったと思う。私の記憶では、入寮者の中には事務担当等の正社員もいたが、多くは季節労働者のG職だったと思う。季節労働者は、3か月から6か月ぐらいの期間働いており、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と述べている。

また、同じ寮に入居し、申立人を記憶しているとする同僚は、「申立人の雇用形態や厚生年金保険に加入していたかどうかは分からないが、期間が確定している季節労働者は、厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述しているが、申立人が既に死亡していることから、本人から雇用形態や勤務形態について聴取することができず、また、ほかの同僚も申立人を記憶していないため、聴取することができない。

さらに、申立期間③における厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間③に係る

厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 21 から 44 年 1 月 6 日まで

私は、前社を退職後、紹介により A 社に入社し、申立期間は同社本社に所属し、同社 B 工場で仕事をしていた。

厚生年金保険の記録によると、申立期間の記録が欠落している。

空白期間があることは考えられないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保存する人事発令通知により、申立人は、昭和 43 年 12 月 21 日付けで同社に嘱託として採用され、申立期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社が申立人と同様に嘱託として勤務していたとして名前を挙げた 2 名のうちの 1 名は、採用日の約 1 年経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A 社は、申立人の申立期間における勤務形態等を確認できる資料を保管しておらず、申立期間当時、勤務していた同僚に照会したが、申立人の申立期間における業務内容及び勤務形態に関する証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間における A 社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえ

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、A社に産休代替B職として平成 4 年 11 月 1 日に入社し 5 年 3 月 31 日に退職した。

年金事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、資格喪失日が平成 5 年 3 月 31 日と記載されており、次の勤め先まで 1 か月間の空白があるとの回答であった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社が発行した在籍証明書から、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が保管する申立人の給与台帳によると、平成 5 年 3 月の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「当時は、申立人に限らず、年度末で退職する従業員については、3 月 31 日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、3 月の厚生年金保険料については控除していなかった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年9月1日まで

私は、昭和21年4月から翌年の8月までA駅の近くにあったB部隊でD職として勤務した。同部隊は、終戦後、E所に配置された部隊であり、給与から保険料も控除されていたと思うが年金記録が無い。調査の上、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C交通局が編纂した「交通局40年史」によると、申立人がB部隊で勤務し始めたと主張する昭和21年4月1日において、E所が連合軍に接收されたとする記述があり、申立人の労働環境についての具体的な供述と一致していることから、申立人は、申立期間において、B部隊に勤務していたことは認められる。

しかしながら、進駐軍従業員に対する社会保険の適用は、厚生省保険局長通知「進駐軍労働者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日保発第92号）において、おおむね昭和24年4月1日を期に被保険者資格を取得させるとされている。

また、オンライン記録によると、B部隊を管轄するC渉外労務管理事務所は、昭和24年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 4 月 1 日から同年 8 月末まで、A社に勤務した。大学の学生課で同社が各種社会保険完備であることを確認し、学生課の紹介で新卒の正社員として入社した。従業員は、80 名以上いた。給与明細書には、社会保険、健康保険、雇用保険等の金額が明示されていたことを覚えている。

しかし、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。私の姓の漢字が原因の可能性もある。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が提出した当時の身分証明書により、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は見当たらない。

また、A社の商業登記簿謄本及び申立人が提出した当時の身分証明書に記載されている代表取締役文書照会を行ったものの、回答が得られない。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、証言等を得ることができない。

加えて、申立人は、「B社に入社した際に、総務担当者から、年金についてはA社から引き継いでいると言われた。」としているが、申立人がB社で昭和 59 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した年金番号は、厚生年金手帳記号番号払出簿において、同年 9 月 18 日に払い出された番号であることが確認できる。

なお、申立人の姓について、「C、D、E、F」の4種類で氏名検索を

行ったが、申立人の申立期間に係る記録は見当たらなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 31 日から 35 年 12 月 26 日まで

私は、B社にはA社から引き抜かれ、また同社に戻るまでの期間勤務していた。給与から保険料等を控除されていた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の記憶から、申立人が申立期間にB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が記憶していた複数の同僚については、B社において厚生年金保険被保険者の記録が無い上、記録のある同僚から聴取しても、勤務期間と被保険者期間が一致していないと述べており、これらのことを踏まえると、同社では厚生年金保険の加入について個人ごとに取扱いが異なっていた状況がうかがえる。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在が不明のため、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人が、当時の社会保険の担当者だったとしている同僚に照会したが、厚生年金保険料の控除については記憶していないとの回答であった。

加えて、申立人がB社において、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月3日から同年9月1日まで
② 昭和25年10月13日から同年12月12日まで

私は、昭和25年5月1日から26年4月4日まで、E職として継続して働いた。途中で、一時、勤務先に変更があったが仕事の空白は無かった。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の保管する日記の内容及び記憶から申立人はE職として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は申立期間①において、E職として勤務していた所には、申立人以外に通いの同僚がいたとしているが、同僚の氏名を記憶しておらず、当該期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、B事務所が保管する厚生年金資格確認票及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の資格取得日は昭和25年9月1日と記録されており、オンライン記録と一致している上、当該期間の申立人の厚生年金手帳記号番号払出簿においても同日に払い出されている。

さらに、当該被保険者名簿において申立人の資格取得日と同日にA事務所では210名がまとめて資格取得していることが確認でき、同事務所は、一定の期日ごとにまとめて資格を取得させていたことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる給与明細書等の資料を所持してい

ない。

申立期間②について、申立人の保管する日記の内容及び記憶から申立人はE職として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は申立期間②において、E職として勤務していた所には、申立人以外に、通いの同僚がいたとしているが、同僚の氏名を記憶しておらず、当該期間の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の資格取得日は昭和25年12月12日と記録されており、オンライン記録と一致している。

さらに、当該被保険者名簿において、申立人の資格取得日と同日の同僚を調査したところ、12名の同僚が確認できる上、申立期間前後において、一定の期日ごとにまとめて資格を取得させていることが見られることから、D事務所は一定の期日ごとにまとめて資格を取得させていたことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月1日から28年10月30日まで

昭和26年から28年にかけて勤務していたA社B支所の厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所（当時）に調査をお願いしていたところ、平成22年7月にこの期間の記録が見付かったが、脱退手当金として支払済みであることを初めて知った。私は、当時は脱退手当金の制度も知らず、脱退手当金を受給した記憶は全く無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は旧姓から新姓に氏名変更されており、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の申立人の氏名も申立人が当該事業所の被保険者資格を喪失した日から約7か月後の昭和29年5月*日（婚姻日と同日）に旧姓から新姓に氏名変更されている上、同台帳には30年6月14日に厚生年金保険被保険者証を再交付した記載もあることから、脱退手当金の請求に合わせて氏名変更及び被保険者証再交付が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、脱退手当金が支給された昭和30年5月当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 6 日から 39 年 2 月 11 日まで

私は、A社在職中に結婚して妊娠を契機に退職したが、脱退手当金について会社から説明を受けた記憶は無い。脱退手当金について知識も無く、社会保険事務所（当時）の所在も分からないのに自分で手続するはずはない。脱退手当金が支給されたことになっている年金記録を訂正していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和39年7月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年2月11日の前後5年以内（昭和38年1月から42年12月まで）に資格を喪失した脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者18名を調査したところ、脱退手当金支給記録のある者は9名であり、そのうち、8名には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されており、申立人にも「脱」表示がある。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年8月21日から40年4月8日まで
② 昭和57年11月1日から59年2月25日まで

私は、昭和39年8月20日にB社を離職後、間を空けることなく、A社に正社員として入社し、59年2月24日まで勤務していた。このころ、手術をし、給与を入院先に届けてもらった記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B社を離職後、間を空けることなく、A社に入社したと述べているところ、同社に申立人の約2年後に入社した同僚から「申立人はB社を離職後、すぐにA社に勤務していた。」との証言を得ており、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら上記の同僚は、「私も入社した日と厚生年金保険の資格取得日が8か月ほど相違している。」と述べており、同社は入社から一定期間において厚生年金保険被保険者の資格取得の届出を行っていた状況がうかがわれる。

また、申立人のA社における雇用保険の記録は、昭和46年8月1日が資格取得日となっている上、事業主及び同僚から厚生年金保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間②について、申立人は、A社に昭和59年2月24日まで勤務していたと主張している。

しかし、雇用保険の記録から申立人の離職日は昭和 57 年 10 月 31 日であることが確認できる上、厚生年金基金の加入員資格喪失届にも、申立人の資格喪失日は同年 11 月 1 日と記載されている。

また、申立人は、手術を行い、給与も届けてもらった記憶があると主張しているが、その時期や、申立期間における厚生年金保険料の控除に関する記憶も曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月ごろから 41 年 2 月ごろまで
私は、昭和 39 年 8 月ごろから 41 年 2 月ごろまで A 社に勤務していた。しかし、その期間のすべてについて厚生年金保険の加入記録が無いので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社の事業主や上司の氏名を記憶していること、及び当時の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の元役員は、「正社員は厚生年金保険に加入させていたが、日給月給の者や下請の者は必ずしも全員が厚生年金保険に加入したわけでは無い。」と証言している上、同僚の一人は、「当時、厚生年金保険は希望する従業員が加入していた。」と供述していることから、同社では、雇用形態や本人の希望により、厚生年金保険に関する取扱いを変えていたことがうかがわれる。

また、申立人が、同時期に入社及び退社した者として名前を挙げた同僚は、A 社における厚生年金保険の被保険者記録は無いことが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主は、既に死亡している上、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、申立期間に係る A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、同社において、申立人が被保険者であったとする記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月ごろから 44 年 10 月 3 日まで

私は、昭和 43 年 11 月ごろから 45 年 5 月 25 日まで、A 社（現在は、B 社）の支店で、正社員の C 職として勤務していたが、厚生年金保険の記録は 44 年 10 月 3 日からとなっている。同年 5 月 * 日の私の結婚式には当時の経営者が出席し、式の衣装も会社が貸与してくれているので、当時から勤務していたことは間違いない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のことを鮮明に記憶していることから、申立人が申立期間において A 社の支店に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 社は、申立期間当時の社員の記録を保管しておらず、申立人の在職期間及び厚生年金保険の加入については不明である旨を回答しており、申立期間の申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人から名前の挙がった同じ支店の同僚 4 名のうち被保険者記録が確認できた者は 2 名、そのうち申立人より先に入社していたとする同僚は、被保険者資格取得日が、申立人の資格取得日よりも後になっている。

さらに、申立期間当時に A 社で厚生年金保険の被保険者記録のある者 9 名に照会したところ、7 名から回答があり、そのうちの 1 名は、「当時は見習期間があり、入社から 1 年間は加入させてもらえないことになっていたが、自分は健康保険被保険者証が必要になったために、入社後半年ぐらいで加入させてもらった。」と供述しており、ほかの入社時期を明確に記

憶している5名は、その記憶する入社時期の3か月ないし5年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では、厚生年金保険の加入について、入社と同時には加入させてない上、加入の時期については個人ごとに異なる取扱いをしていたことがうかがえる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細書及び所得税源泉徴収票等の資料は無いほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月22日から33年5月26日まで

私は、社会保険事務所（当時）で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。

しかし、私がA社を退職した時には、給与以外には何も受け取っておらず、また、自分で脱退手当金の手続をしたという記憶も無い。もし、仮に脱退手当金を支給したということであるのなら、会社の総務担当者が手続を勝手に行ったことではないかと思う。

私は、脱退手当金を受給していないので、脱退手当金が支給されたこととなっている記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前3ページ、後8ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年5月26日の前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした被保険者は7名であり、当該被保険者について脱退手当金の支給記録を調査したところ、6名について脱退手当金の支給記録が確認でき、うち5名が資格喪失日から5か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和

33年6月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 46 年 9 月 1 日まで

私は、A社を退職後、昭和 41 年 9 月 1 日から、C社B支店にD職として勤務していた。同社から取得するように言われ、E免許を取った。入社した始めの期間が厚生年金保険に加入していない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社に勤務することとなった経緯の記憶及び当時の同社の経理部長の証言から、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、C社の複数の同僚は、「F職は給料制、D職は完全出来高制であり、厚生年金保険の取扱いについて違いがあった。」と供述している。

また、上記の経理部長は、「D職の給与は、完全歩合制であった。D職の社会保険の加入は任意だったので、ほとんどの職員が加入していなかった。」と供述している。

さらに、昭和 42 年から 46 年までの間に発行された「C社D職員住所録」には、59 名のD職の氏名が記載されているところ、厚生年金保険の加入記録が存在するものは、23 名にすぎない。

加えて、申立人と同じD職であり、厚生年金保険の加入記録のある複数の同僚が、入社日と厚生年金保険の加入日とは異なっていると述べている。

また、C社の加入していた厚生年金基金の記録では、申立人は、昭和 46 年 9 月 1 日に加入員の資格を取得し、47 年 10 月 20 日に同資格を喪失しており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶しておらず、C社B支店店

長は既に亡くなっており、申立人の厚生年金保険料控除に関する証言を聴取することができない上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 26 日から 39 年 2 月 24 日まで
② 昭和 39 年 5 月 7 日から同年 8 月 7 日まで
③ 昭和 39 年 8 月 7 日から 40 年 1 月 14 日まで

私は、昭和 35 年 2 月 26 日から 39 年 2 月 24 日までの期間及び同年 5 月 7 日から同年 8 月 7 日までの期間は、A 船に乗船し、同年 8 月 7 日から 40 年 1 月 14 日までの期間は、B 船に乗船していた。国民年金については、当時、役所の担当者が来たので、船員保険加入者であることを主張したが、被保険者証が手元になかったので反論することができず、やむを得なく国民年金保険料を払ったのであって、本意ではない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所持している船員手帳から、申立人が申立人の父親が船舶所有者となっている A 船に乗船していたことは確認できる。

しかし、申立期間①及び②について、オンライン記録によると、A 船は、船員保険の適用船舶となっていないことが確認できる。

また、申立期間①及び②に申立人と一緒に乗船し、船長であった申立人の弟は、「私達は当時、父が船を所有し、家族で乗船して勤務していたが、申立期間当時は経営状況が悪く、経費節約のため、船員保険には加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立期間①及び②において、船舶所有者の父親及び船長の弟については、船員保険の被保険者記録は無く、申立人が記憶している複数の同僚についても船員保険の被保険者記録を確認することができなかった。

加えて、船舶所有者であった申立人の父親は既に亡くなっており、申立人に係る船員保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人が所持している船員手帳から、申立人がB船に乗船していたことは確認できる。

しかし、申立人と一緒にB船に乗船していた申立人の弟は、「同船の船舶所有者と我々家族は大変親しくしていたので、ちよくちよく仕事の手伝いもしていた。そういった際には、いちいち船員保険なんて加入していなかった。」と供述している。

また、申立期間③当時、B船と一緒に乗船していた申立人の弟及び申立人が記憶している同僚も、同船に係る船員保険被保険者名簿において被保険者記録は見当たらない。

さらに、当時のB船の船舶所有者は既に亡くなっており、申立人に係る船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から③までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月16日から同年6月30日まで

私は、昭和18年3月23日から同年*月*日まではA社のB船に船員として乗船していた。申立期間は、乗船していたB船が沈没したため、帰国して特別休暇中であったが、その間も同社に在籍し給与が支払われており、給与から船員保険料が控除されていたので、申立期間について船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の記憶及びA社の回答から、申立人が申立期間において同社に在籍していたことは確認できる。

しかし、申立人は、「昭和18年*月*日に乗船していたB船が沈没し、同年5月8日に日本に戻った。同年6月30日から海軍徴傭船のC船に乗船した。申立期間中は特別休暇中であったが、その間もA社から給与が支払われていた。」と主張しているところ、同社は、「申立期間当時、船員は実際に乗船している期間のみ船員保険に加入し、下船中は船員保険に加入させない取扱いであった。」と回答している。

また、船員保険法（昭和14年4月6日法律第73号）によれば、適用船舶に乗り組むため雇用されている者で、船内で使用されていない者については、昭和20年3月以前は、船員保険被保険者から適用を除外し、同年4月以降は強制適用被保険者として加える旨規定されていることから、申立期間当時、申立人は、船員保険の対象者でなかったことが認められる。

さらに、申立人の申立期間における船員保険料の控除を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 9 月下旬から 34 年 7 月 1 日まで
② 昭和 35 年 1 月 21 日から同年 9 月 19 日まで

私は、昭和 33 年 9 月下旬から 34 年 6 月 30 日まで A 社に勤務した。その後勤務した C 社を退職し、35 年 1 月 21 日から同年 9 月 18 日まで B 社に勤務したが、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当該期間において、A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を有する同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記の同僚は、申立人の勤務形態について見習工であったと思うが A 社の厚生年金保険の取扱いは不明である旨を供述している。

また、A 社は、昭和 34 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人は、当該期間のうち、同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までは、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人が入社したとする昭和 33 年 9 月に資格を取得した者はおらず、申立人の名前は確認できない上、整理番号に欠番は無い。

加えて、申立人は、当該期間において、保険料控除について記憶は無く、当該期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B 社の所在地や業務内容等を明確に記憶しており、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B社は昭和 36 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶しておらず、B社の新規適用日に厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚から、申立人の勤務実態について確認しても、申立人を記憶する者はおらず、申立人の勤務形態及び保険料の控除に係る供述を得ることができなかった。

さらに、申立人は、当該期間において、保険料控除について記憶は無く、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 26 日から 7 年 8 月 10 日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった。申立期間は、A社の派遣社員としてB社営業所の2か所に勤務していた。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は既に解散しており、同社の事業主及び厚生年金保険の事務担当者は連絡先不明であることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人は、当時A社の派遣社員としてB社の営業所に勤務したとしていることから、B社に照会したところ、同社は、「A社は、当社の子会社であったが既に解散しており、当時の記録、資料等は破棄されているため、申立人に係る厚生年金保険の資格取得の届出及び保険料控除については不明である。短時間就労及び雇用期間2か月以内の派遣社員の厚生年金保険については、法令に則し非適用扱いとしていた。なお、雇用保険については、週20時間以上の就労者は派遣社員であっても加入手続を行っていた。」と回答している。

さらに、申立人が申立人と同様にA社の派遣社員であり、かつ派遣先であるB社営業所の後任者であったと記憶する同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で氏名が見当たらない。

加えて、当該被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号

にも欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

私は、平成 5 年 10 月 1 日に A 社に入社し、当時の総務担当者に厚生年金保険の加入手続きが間に合わないので、同年 11 月から加入すると言われたが、申立期間は勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した平成 5 年分給与所得の源泉徴収票及び社員名簿並びに雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間のうち、平成 5 年 10 月 4 日から、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が提出した給与明細書から、申立期間について厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「平成 5 年 10 月に A 社に入社し、当時の総務担当者から、厚生年金保険の加入手続きが間に合わないので、加入は同年 11 月からになると言われた。」と供述しているところ、申立人の B 厚生年金基金の資格取得日は、同年 11 月 1 日となっており、オンライン記録における A 社の厚生年金保険の資格取得日と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月 28 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 58 年 6 月 1 日に C 社（A 社に名称変更し、現在は、B 社）に入社し平成 4 年 4 月 21 日まで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、昭和 61 年 2 月 28 日から同年 7 月 1 日までの厚生年金保険被保険者の記録が欠落している。当時は会社名が何度か変更されていて、その過程で記録が欠落したと考えているが、会社自体は継続して営業し、私はその期間中ずっと勤務していて給与にも特段の変動が無かった。当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主が保管する人事台帳の記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 2 月 28 日から同年 3 月 5 日まで C 社に、同年 3 月 6 日から同年 7 月 1 日まで A 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、C 社は昭和 61 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、一方、A 社は、同年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時の両社はいずれも適用事業所ではなく、C 社の閉鎖登記簿謄本及び A 社の商業登記簿謄本により別法人であることが確認できる。

また、C 社及び A 社の同僚は「当時組織替えにより C 社及び A 社の両社が、申立期間において社会保険に加入していないことを認識している。」と供述している。

さらに、事業主は「社会保険事務所（当時）への適用事業所の届出は A 社を設立した後の昭和 61 年 3 月ごろに行ったが届出が受理されたのは同年 7 月 1 日となった。したがって、同年 2 月から同年 6 月までは厚生年金

保険料の納付先が存在しないことを認識していたため、厚生年金保険料の控除は行っていない。」旨の供述をしている。

加えて、当時のC社とA社の社会保険の状況を把握している取締役についても、申立人の申立期間と同じ期間の両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者の記録が無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 1 日から 57 年 11 月 1 日まで

私は、C事業所が昭和 57 年 7 月 1 日に開くので、1年早く来て準備のために働いてほしいと頼まれ、それまで勤めていたB社を 56 年 6 月末日で辞め、同年 7 月 1 日からA社で働いた。同社に勤務していた期間のうち、同年 7 月 1 日から 57 年 11 月 1 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した源泉徴収票、事業主の妻及び同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が提出した昭和 57 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料の額は、記録上、申立人が同年 11 月 1 日に当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した時の標準報酬月額に対する1か月分の社会保険料額におおむね一致する。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金手帳記号番号払出簿では、申立人の資格取得日は昭和 57 年 11 月 1 日となりオンライン記録と一致している上、申立期間について同原票で確認しても、申立人の名前は見当たらず、整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 1 日から 29 年 5 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。B社を退職後に脱退手当金を受給したが、A社の分の脱退手当金を受給した覚えが無いので、申立期間の記録訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額や被保険者期間等を、厚生省（当時）から昭和 34 年 3 月 2 日に当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているほか、申立人が勤務したA社及びB社は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている上、両社に係る脱退手当金は、月数に間違いは無い上、支給額も法定支給額に一致しており、資格喪失日から約3か月後に支給されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、B社退職後に脱退手当金を受給したと述べており、申立人から聴取してもA社に係る脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、申立人に対する同社に係る脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 2 日から 34 年 9 月 1 日まで
② 昭和 34 年 9 月 11 日から同年 9 月 27 日まで
③ 昭和 34 年 11 月 21 日から 38 年 4 月 21 日まで

私は、昭和 33 年 6 月 2 日から 38 年 4 月 21 日まで、A 社及び B 社に勤務したが、年金記録を確認したところ既に脱退手当金として支給済みとなっていた。当時の私は脱退手当金の制度すら知らず、脱退手当金を受給した覚えはないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の被保険者資格喪失日の前後 3 年以内に資格喪失した 50 名の女性のうち脱退手当金の受給要件を満たしていた者は申立人を含め 20 名であるが、そのうち 16 名については、資格喪失から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、このうちの 1 名は「脱退手当金の請求は事業所に頼んで手続をしてもらい受給した。」と供述していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 38 年 6 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から27年6月30日まで

私は、申立期間当時、高校夜間部に通学しながら、昼間はA社B部でC業務をしていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の勤務状況についての記憶から、期間は特定できないものの、申立人がA社B部に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人と同じ高校の夜間部に申立期間当時在籍し、A社B部において申立人と同様の業務を約6か月間担当したとする者には、同社B部における厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、申立人が、申立期間当時、申立人と同様の業務を担当していたと記憶する同僚にもA社B部における被保険者記録が無い。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ高校の夜間部に4年間在籍し、A社B部において申立人と同様の業務を担当していたとする別の者は、入社し、一定期間が経過した後に、正社員になると同時に厚生年金保険に加入したが、学業を優先したいとする者は正社員にならず、厚生年金保険にも加入しなかったとしており、申立期間当時、同社B部では雇用形態や厚生年金保険の加入について様々な取扱いがなされていたことがうかがえる。

加えて、申立人は、高校の先輩の紹介でA社に入社したとしているが、この先輩は既に亡くなっていることから、当時の状況について聴取することができず、同社に照会したところ、申立人に係る人事記録等の関連資料は保管されていないとの回答であった。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 12 日から 37 年 12 月 21 日まで
② 昭和 39 年 9 月 1 日から 40 年 12 月 19 日まで

私が A 社（現在は、B 社）に勤務していた間の厚生年金保険の記録は、脱退手当金を受け取ったことになっているが、会社から退職金はもらったものの、脱退手当金についての説明は無く、脱退手当金という制度も知らなかった。65 歳で国民年金の手続をする時に、社会保険事務所（当時）で初めて知ったが、もらった記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 10 ページに記載されている女性 103 名のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である昭和 40 年 12 月の前後 2 年以内に資格を喪失した者 15 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、9 名に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①及び②の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」が記載されているとともに、被保険者資格の喪失届を受理したことを示す「届受番」が同じ番号となっているほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 2 月 8 日に支給決定されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手

当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 4276

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から 58 年 3 月 1 日まで

私は、専門学校を卒業後、A社に昭和 57 年 4 月 1 日に入社し、58 年 2 月末日まで勤務した。その期間がすべて厚生年金保険の被保険者となっていない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業所の所在地、業務内容及び会社の内情を具体的に記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が記憶する住所及び閉鎖登記簿謄本で確認できる住所においてA社が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は無い。

また、申立人は、事業主及び事業主の妻でB職の名前を記憶していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人は、健康保険被保険者証を市町村からもらったと述べており、国民健康保険に加入していたと考えられる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 1 日から 61 年 3 月 1 日まで

厚生年金保険被保険者記録によると、昭和 59 年 3 月 1 日から 61 年 3 月 1 日までの期間が被保険者期間となっていないが、当該期間は A 事業所（現在は、B 事業所）において正職員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主の回答から、申立人が昭和 59 年 3 月 5 日から 61 年 2 月 28 日まで、A 事業所に在籍していたことが確認できる。

しかし、A 事業所に係るオンライン記録から、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間後の昭和 62 年 4 月 14 日であることが確認できるところ、事業主は、「申立期間当時は、厚生年金保険に加入していなかった。したがって、給与から厚生年金保険料は控除していない。」と述べている上、事業主が申立期間当時において従業員の給与額及び諸控除額を記録したメモからは、厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、申立人は給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立期間当時に厚生年金保険料を控除されたかは、覚えていない。」としている。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 1 日から 62 年 6 月 30 日まで

A社に入社後 55 歳までは給与は下がったことは無く、申立期間前後の標準報酬月額は 44 万円と 47 万円とされているのに、申立期間のみ標準報酬月額が 30 万円に下がっていることに納得がいかないため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の昭和 60 年 10 月 1 日の定時決定時の標準報酬月額は 44 万円(30 等級)であったところ、61 年 8 月 1 日の随時改定により 30 万円(24 等級)と 5 等級以上引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、通常の標準報酬月額変更届の中で減額されており、当該事務処理は、さかのぼって訂正しているなどの不自然かつ不合理な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人と同じく海外勤務であった同僚も申立人と同様に、昭和 60 年 10 月 1 日の定時決定時の標準報酬月額が 47 万円(31 等級)であったところ、61 年 8 月 1 日の随時改定により 34 万円(26 等級)と 5 等級引き下げられている。

さらに、B 厚生年金基金の加入記録も申立期間において標準報酬月額は 30 万円と記録されており、オンライン記録と一致している。

また、申立人は、申立期間当時の給与明細書、源泉徴収票等を保管していない上、事業主も申立期間に係る標準報酬決定通知書等の関連資料を保

管していないため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 3 月 1 日から 11 年 12 月 1 日まで

ねんきん定期便に記載された私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた期間の標準報酬月額記録のうち、平成6年3月から9年9月までの期間は47万円、同年10月から10年9月までの期間は50万円、同年10月から11年11月までの期間は53万円となっている。私は、今まで給料が長年にわたって減ったことは記憶に無く、実際に支払を受けた給与よりも低額になっている。調査をして当該期間の厚生年金保険被保険者標準報酬月額記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成6年3月1日に、従前の標準報酬月額記録より低下しているが、給与は長期間にわたって減額された記憶は無いとして申し立てている。

しかしながら、A社は平成11年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主に文書で照会したが、回答を得られず、申立期間に係る申立人の給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を確認できない。

また、A社の元経理担当は、「当社は、平成5年ごろから経営不振であった。6年ごろから申立人を含め、一部の社員について、給与のうち手当などの減額を実施した。そのため、標準報酬月額は従前よりも若干下がっている人がいる。」と回答している。

さらに、A社が加入していたB厚生年金基金に申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を照会したところ、平成6年3月から9年9月までの期

間は 47 万円、同年 10 月から 10 年 9 月までの期間は 50 万円、同年 10 月から 11 年 11 月までの期間は 53 万円となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、A 社が加入していた C 健康保険組合に申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を照会したところ、「平成 6 年 3 月から同年 9 月までの期間については、資料が保管されていないため不明であるが、同年 10 月から 9 年 9 月までの期間は 47 万円、同年 10 月から 10 年 9 月までの期間は 50 万円、同年 10 月から 11 年 11 月までの期間は 53 万円となっている。」と回答しており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。